

「権力移譲」への政治過程

——大英帝国と英領インドの非植民地化(一)——

竹中千春

一、はじめに——問題の設定——

二、イギリスと非植民地化——戦間期——

三、イギリスと非植民地化——第二次大戦——

一、はじめに——問題の設定——

植民地、およびその他の形で帝国に従属していた地域における独立国家の形成を、非植民地化(decolonization)といふいとはで表現する。非植民地化の過程は、帝国権力が植民地から撤退する過程と、植民地で新しい支配権力が形成される過程という二重の側面をもつてゐる。⁽¹⁾領土的な外輪を失く、「帝国国家(an imperial state)」の基盤を喪失していく宗主国は、領土的にも文字通り「国民国家(a nation-state)」としての政治的統合へ向かわざるをえなかつた。植民地では、帝国の支配権力、いとく「植民地國家(a colonial state)」の形態に達した支配権力の後を受け

「権力移譲」への政治過程

て、「国民国家」が形成された。⁽²⁾ 「国民（nation）」を「代表」し、これを率いる現地のエリートが、他の政治エリートと対抗しつつ、「国民」の領域を確定し、国家による統合をめざした。この非植民地化を推進したイデオロギーこそ、ナショナリズムである。⁽³⁾ 植民地の反帝国主義と国民国家建設が、ナショナリズムの核となつたことは言うまでもない。逆に、海外領土を失つた宗主国では、国内の大衆民主主義を前提に、国民経済の成長と福祉国家をめざすナショナリズムの再編が模索された。第二次大戦後のアメリカを中心とした世界秩序の形成に伴つて、この宗主国のナショナリズムは、アメリカとの同盟、ヨーロッパ統合、帝国解体という政治的変化を被り、残存する「帝国」意識に動搖することになる。⁽⁴⁾

このよう非植民地化は、帝国中枢の国家と従属地域という複数の社会の変動、それらの間の相互関係の変動とが重なりあつた過程である。その政治的側面に注目して分析を試みるならば、帝国から独立した側の政治過程、および帝国から撤退した側の政治過程について、それぞれの独自の変動と双方の変動の相互作用とをともに観察しなければならないだろう。

非植民地化のダイナミクスは、戦後から一九六〇年代半ばにかけて、人々の関心を集め、反帝国主義・民族解放論、あるいは国民国家形成論などの視点から論じられてきたが、対象は、アジア・アフリカの新興諸国にほぼ限られていた。それに反して、宗主国側の非植民地化の研究は閑却されてきた、と言つてよい。さらに、植民地独立が一応実現され、その地域をめぐる問題の焦点が「南北問題」、あるいは「第三世界」の経済的な従属の問題へと移り、「新植民地主義」論が提起されるようになると、独立そのものについての歴史分析の重要性さえ低く見積もられるようになつた。⁽⁵⁾しかし、経済的従属が打ち破られなかつたからといって、政治的独立はそれほど意味のないものだつたと片づけ

てしまえるであろうか。

帝国支配から独立した国々の独立後の政治体制、ひいては国家権力の性格を論じようとするとき、「国民国家」はどういう条件の下で、いかなる形態をとつて創られたのかを理解することが必要となる。同様に、帝国国家が国民国家へと縮小する長期的な過程を的確に捉えることが、旧帝国の現在に至る国家の在り方、政治体制の特徴を考える上で不可欠である。帝国秩序から「多元的国民国家システム」へ再編される中で、世界大戦と占領・解放、民衆の加わったナショナリズム運動、植民地解放戦争、社会主義・共産主義革命、新興諸国間の領土確定戦争、少数民族の分離運動など、多様な歴史が展開された。そうした個々の歴史的遺産は、現在の国家と社会を拘束している。なぜ、インドでは議会制民主主義が牢固として存続しており、パキスタンは軍事政権下に置かれているのか。なぜ、フィリピンでは大戦後の農民反乱にもかかわらず共産党が政権をとれず、ベトナムでは民族解放闘争が共産党の主導で進められたのか。また、フランスの現在の政治体制は、アルジエリアの独立運動によるフランス第四共和制の危機・崩壊などのように関連しているか。イギリスの経済的な低落は帝国の解体とどう関連するか。これらの問いは、単に世界秩序の転換、帝国主義とナショナリズムといったマクロな歴史変動を指摘しただけでは答えられない。非植民地化の歴史過程の諸側面、個々の要素に光をあて、具体的な政治分析を行うことが必要だと思われる。

それでは、従来、分析の理論的な枠組はどのように検討されてきたか。まず、戦後において、日本や他のアジア諸国ではマルクス主義の観点に立つ民族解放史観が、歴史的に非常に力強い説得力を發揮し、歴史学の視座を変えるものとなつた。⁽⁶⁾しかし、「民族解放の仕事」というのは、かつて植民地であった国々の人びとが、世界じゅうの反植民地勢力、社会主義の国々、宗主国とのなかの反植民地主義者たちの支持をえておこなつた闘争の成果である。……かつて

の植民地人民がむかしの支配者を打ちまかした勝利の実りである」と植民地独立を論じる視角は、歴史の大きな趨勢を扱うものではあっても、限定された歴史的対象を分析する上で有効となる概念・理論仮説を提示しようとしたものではないと言えよう。また、こうした史観に立った研究をも含めて、膨大な量に上る帝国主義分析の理論を検討してみて気がつくのは、非植民地化過程に理論的にアプローチしたものは案外少ないという事実である。帝国の統治権力の立場に立った帝国經營政策論の後には、帝国と植民地の連関した政治過程とその変化を一般的に論じたものはほとんどなかつた。⁽⁸⁾ 非植民地化の歴史過程を長期的なトレンドとして歴史叙述した著作は、西欧諸国の史料の公開などの理由も手伝つて昨今多く出されてきたが、必ずしも、社会科学や歴史解釈の枠組を再検討しながら理論的に非植民地化を説明しようとしたものではないといえる。⁽⁹⁾

他方、第二次大戦後に展開したアメリカの社会科学は、基本的に「国民国家」をモデルとした分析方法に拠つていった。そこで、一国の国内政治モデルでも、あるいは国家間の国際政治モデルでも捉えきれない、宗主国と植民地社会の政治関係とその変動過程を対象とした研究は、つい最近まで試みられなかつた。⁽¹⁰⁾

このように分析の理論枠組が未熟であるため、非植民地化について直ちに理論仮説を立ててそれを検証していくという作業は難しい。むしろ、本稿では、そうした理論分析の前提として、非植民地化過程の中のどのような要素に着目すべきか、そして、それらの要素間にはどのような関係が見い出されるか、そのダイナミクスが何をもたらしたかを歴史的事例にそつて検討していきたいと思う。⁽¹¹⁾ 帝国主義とは何か、ナショナリズムとは何か、という構造レベルの問題を定義した上で作業を進めるることはせず、政治過程のレベル、しかも政治エリートに対象を限つて、なぜ特定の形の非植民地化過程が展開され、特定の性格の国民国家が形成されたかを具体的に論じたいと考えている。⁽¹²⁾

ここで取り上げるのは、第二次大戦後の大英帝国の解体の一局面としての英領インドの非植民地化の政治過程である。イギリスのインドにおける植民地支配は、「権力移譲（Transfer of Power）」と呼ばれる政治過程を経て終幕を迎えた。それは、単にイギリスが性急にインドを放棄した結果でもなく、またインドの政治勢力が武力闘争によってイギリスを追い出した結果でもなかった。イギリスは、インド支配にあたって、近代的で堅固な官僚組織・裁判制度・警察・軍隊を作りあげ、イギリス流の「法と秩序（law and order）」に基づく体制を敷いた。さらに、「分割統治（divide and rule）」という老練な政策によつて、インド社会の上に極めて安価に君臨することができた。このイギリス権力が、どのような状況認識や動機によつて撤退政策をとるに至つたか。それを可能にしたイギリス国内・大英帝国内の政治過程はどのようなものであったのか。

逆に、早くから植民地化され、近代西欧世界による支配の影響を深く被つてきたインドでは、他の非西欧植民地に先んじてナショナリズムの展開が始まり、第二次大戦前までは、民衆を動員する指導力を備えた、ポピュリストティックな「国民」政党が育つていた。「インド」を代表すると主張した国民会議派である。しかし、会議派の言う「国民」には含まれない別の政治的アイデンティティを掲げる政党として、ムスリム連盟、スイク連盟なども成長していった。インドが一つの国民でないことを主張したこれらの政党も、一方で「ムスリム」や「スイク」などが一つの「国民」あるいは「ヨーロッパ」であることを主張した点では会議派との共通性がある。このようなナショナリズムとヨーロッパ主義の展開によつて、藩王や大地主、ムスリム・エリート、他のマイノリティ・エリートを取りこんだ「分割統治」の体制は変容を遂げ、「分割統治」の性格を引き継ぎながらも、選挙制と植民地議会制が形づくられていつた。⁽¹³⁾すでに、選挙で選ばれた政治エリートが民衆を「代表」し、指導するという政治体制が定着し始めていた。⁽¹⁴⁾

そうしたインドの政治状況が、先に述べたイギリスの政策の展開と絡みあいながら、英領インドの非植民地化の「平和的な解決」を促したと思われる。

本号に掲載した本稿二・三節では、イギリスがインドからの撤退の意志・政策をどのように用意していたのか、と
いう問いに答えるため、戦間期から一九四五年にかけてのイギリス政治とその植民地政策・インド政策を検討する。
目的とするのは、非植民地化に関する宗主国側の政策変化がどのように起つたか、そしてそれが非植民地化の結果
にいかに影響したか、といった点である。本稿の後半では、英領インドの非植民地化が、次第に二つの「国民国家」
の分離独立の方向へ具体化していく一九四五年から一九四七年までの政治過程を見る。そして、英領インドのナシ
ナリズムの歴史的地位がインド・ペキスタンへの「権力移譲」を可能にした要因を考える。⁽¹⁵⁾

1 “decolonization”という言葉が歴史的に定着するのは一九五〇年代後半であり、“colony”, “colonial”, “colonialism”など
が、「植民地」ひいては遅れた弱体な地域に対する「搾取」といった否定的な意味づけをもつて、宗主国イギリスの社会一般
的に使われようにならぬもの頃だと思われる。時期的には、アジアの植民地の独立はほぼ完了に近づき、一九五六年のス
リランカ独立⁽¹⁶⁾。A New English Dictionary on Historical Principles, vol. 2 (Oxford, 1893), pp. 634-635; A Supplement to the Oxford English Dictionary, vol. 1 (Oxford, 1972), p. 577, 753; Encyclopaedia Britannica, Macropaedia, vol. 4 (London, 1983),
pp. 904-905 (“Colonialism,” by Richard A. Webster) 等、参照。

2 Cf. Alavi, Hamza, “The State in Postcolonial Societies: Pakistan and Bangladesh,” *New Left Review*, no. 74 (Jul.-Aug.
1972); Alavi, Hamza, “India and the Colonial Mode of Production,” *Socialist Register* (1975), pp. 160-197. ハマーイー

は、マルクス主義の構造分析の視点から、植民地型生産様式を支える植民地の上部構造として「植民地アルジョア国家」の存在を指摘した。彼は、帝国中枢から「過度に発展した（overdeveloped）」國家支配の構造が押し付けられ、これは、独立後の社会にも継承されると言った。また、いわば異なった根柢から、グネト・イクト・アンダスンは、独立後の国家に関する組織形態とその規範、階層序列、組織の機能・文書、やむに人物に至るまで植民地国家との継続性があると述べてゐる。Cf. Anderson, Benedict R., "Nationalism and State in Modern Indonesia," a paper presented at the International Political Science Association, Tokyo Round Table (30 March 1982), pp. 1-5.

3 ナショナリズムの歴史。イントロダクション的な多様性を論じたものとして、Smith, Anthony D., *Nationalism in the Twentieth Century* (Oxford, 1979) をある。また、ナショナリズムの國民国家を再検証したのがスミス。Anderson, Benedict R., *Imagined Community: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism* (London, 1983) を参照。

4 戦後のイギリス外交。イギリスの「国益」の認識をめぐる政治的動搖について、Frankel, Joseph, *British Foreign Policy 1945-1972* (London, 1975) は好著である。ヤコバイト・アメリカの経済・軍事関係の接近と対立を論じたもの。Gardner, Richard N., *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective* (New York, 3rd. ed., 1980) [First ed. published in 1956] など、Richard N., *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective* (New York, 3rd. ed., 1980) [First ed. published in 1956] など、大英帝国の崩壊とアメリカ主導による大西洋の新たな支配体制の形成を論じてゐる。また、戦後の对外姿勢は、大帝国を抱えた島国イギリスとヨーロッパ大陸ではかなり異なるが、ヨーロッパ・アメリカの関係、國民国家とヨーロッパの統合問題に焦点をあらためる。S. R. Graubard, ed., *A New Europe?* (Boston, 1964) などを参照。

5 Cf. Warren, Bill, *Imperialism: Pioneer of Capitalism* (London, 1980), ed. by John Sender, pp. 110-124, 157-186. たゞやくは、從属論の綱領から經濟に特化した議論をしたのがスミス。Bagchi, Amiya Kumar, *The Political Economy of Underdevelopment* (Cambridge U. P., 1982) がやがれた例としておかしなだれ。

6 江口朴郎『帝国主義と民族』〔一九五四年初版〕（岩波書店、一九七七年、第二版）、ことに第三章「アジアとナショナリズム」二一一頁以下。また、『アジアの民族主義——ラクノウ会議の成果と課題』（岩波書店、一九五一年）参照。

なお、戦後の日本におけるマルクス主義歴史学における民族・植民地解放問題については『講座マルクス主義入門、第四巻、歴史学』（青木書店、一九七四年）参照。

マルクス主義の観点からアジア諸地域の民族解放をあつかったものとしては、江口朴郎総論による『岩波講座世界歴史23、25、28、31』の所収論文、とくにインドについては、上掲書に含まれた中村平治論文と同氏による『現代インド政治史研究』（東大出版会、一九七九年）があげられる。

中村氏のインドの民族解放に関する一節を挙げておこう。「インド史における近代から現代への転換と現代の段階的な発展の指標は……第一次大戦後のインドに、民族独立闘争と階級闘争とが密接に結合して進むところに」確認される。「すでに二十世紀初頭に反帝国主義運動の発展の必然性（＝不可避性）を打ち出したインド人民は、第一次大戦後、非暴力運動を通じて、あるいはその運動の限界を越える中で、反帝国主義・反封建運動の展開の必然性を示した。インド共産党とインド人民は、一九三〇年代の初頭には、全インド的な觀点からインド革命の現状とその歴史的諸条件を公然と提示し、一九四〇年代の始めには、現代インドの多民族的構成の指摘を通じて、民族問題を階級闘争に実戦的に結びつけることにより、巨大な反帝国主義統一戦線を作りだすことに成功した。」「インド現代史の開幕と一九二〇年代」『岩波講座世界歴史25』（一九七〇年）四二八頁。

7 アントール・アブデルマルク『民族と革命』（熊田享訳、岩波書店、一九七七年）二頁。

8 本来、ホブソン、レー寧ンをはじめとして、帝国主義論の対象はヨーロッパ、帝国諸国が争って外に膨張する原因の解明にあつた。したがつて、帝国主義支配の下にある地域の政治変動は、帝国主義論の主要な関心ではなかつたのである。なお、帝国主義論については、次の文献参照。Mommesen, Wolfgang J., *Imperialismustheorien* (Göttingen, 1980)。

帝国主義のなかで帝國と植民地の間の政治関係を強調したのがルード・ギャラヘンブル・ローハンの「自由貿易帝國主義（Free Trade Imperialism）」論であつて、この理論のロード・ギャラヘンブル、帝國が支配する上位な支配された土地の「協力者（collaborator）」を必要とするとした。既存の現地権力が動搖し、帝國の経済権益が危険にさらされたため、帝國の軍事・政治的支配が必要となり、「協力者」に支配の一翼を担わせて制度的な帝國権力（formal empire）を形成したと論じた。

Cf. J. Gallagher and R. Robinson, "The Imperialism of Free Trade," *Economic Historical Review*, 2nd ser., vol. vi (1953), pp. 1-15; J. Gallagher and R. Robinson, "The Partition of Africa," *New Cambridge Modern History*, vol. xi (1962); Robinson, Ronald, "Non-European Foundations of European Imperialism: Sketch for a Theory of Collaboration," in R. Owen and B. Sutcliff, eds., *Studies in Theory of Imperialism* (London, 1972), pp. 117-142; Fieldhouse, D. K., *Economics and Empire 1830-1914* (London, 1975). いざ總括的な枠組に依拠して帝國安定期・帝國解体期を論じるのによつて研究があつた。確かに、「協力者」論は政治的な支配—被支配関係に焦点をあてたが、帝國を形成する時期や帝國の支配が危機に直面した時期には、支配やねん対象の現地社会の政治的動きが問題となるべく、これまた別途のいじめを想起せられたのではあるまい。

- 9 いじめられた歴史叙述を指すのがトニー・von Albertini, Rudolph, *Decolonization: the Administration and Future of the Colonies, 1919-1960* (New York, 1971); Grimal, Henri, *Decolonization: The British, French, Dutch and Belgian Empires 1919-1963* (London, 1978), translated by Stephan De Vos; Jeffrey, Robin, ed., *Asia: The Winning of Independence* (Hong Kong, 1981); W. H. Morris-Jones and G. Fischer, eds., *Decolonisation and After* (London, 1980); *The Journal of Imperial and Commonwealth History* [以下「JICH」と記す] vol. xii no. 2 (Jan. 1984), Special Issue. いじめられたのが、R. F. Holland and G. Rizvi, eds., *Perspectives on Imperialism and Decolonization* (London, 1984).
- 10 Kahler, Miles, *Decolonization of Britain and France: The Domestic Consequences of International Relations* (Princeton 「権力移譲」への政治過程

U.P., 1984), pp. 9-58, 374-388.) の著者は、国際関係論の新たな展開ある「政治化」、非植民地化過程を題材に「国際関係の国内政治への帰結」を論じてゐる。なお、藤原帰一「書評」『国際政治』八〇号（一九八五年）参照。その他、以下のような著作がある。Marshall, D. Bruce, *The French Colonial Myth and Constitution-Making in the Fourth Republic* (New Haven, 1973); Smith, Tony, *The French Stake in Algeria, 1945-1962* (Ithaca, 1978); Liphart, Arent, *The Trauma of Decolonization: The Dutch and West New Guinea* (New Haven, 1966).

11 Kahler, M., *op. cit.*, pp. 6-9; Smith, Tony, *The Pattern of Imperialism: The United States, Great Britain and the Late-industrializing World since 1815* (Cambridge U.P., 1981), pp. 85-137. ケーラーは、非植民地化の四つの分析要素として、宗主国の諸政党、帝国に関連する経済的アクター、白人移民も土着の民も含めた植民地の住民 (populations)、そして植民地の行政・軍隊組織としての国家をあげてゐる。エリー・スミスは、歴史的経験、国際関係上の諸条件、宗主国の国内政治システム、植民地におけるナショナリズムの性格を分析要素としてあげる。

12 エリードは、あえて政治エリートのレベルの分析に限って考察したい。近代史を研究する上で何を対象に選び、どのような史料を用い、いかなる視角から書くかは、それ自身大きな問題を提起する。エリートの政治・エリートの歴史と、民衆の政治・民衆の歴史とが各々相対的に自立した領域をなしながら、また相互に関連しあつて全体の歴史を構成するといし、これまで見過ぎられてきた後者の歴史を発掘し、意味づけていくとする試みが、インドの研究者によつて手がけられている。確かに、具体的な人々が生きる世界は、より大きな世界での変動を被りながらも、個々の「書かれない歴史」を積み重ねてきた。そして、民衆の「書かれない歴史」がエリートの「書かれた歴史」と交わつて「書かれた歴史」の中に残された歴史の場面もあつた。しかし、本稿ではインドの事例を取り上げ、国家・政治体制の変動という「書かれた歴史」の中心的部分に焦点をあてることによって、まさに民衆の多様な反抗や運動が噴出した、革命ともアナキーとも遠くない社会状況で、なぜ非植民地化の過程が基本的にエリートの政治領域での展開にとどまつたかを論じたい。したがつて、民衆レベルの動きは、エリート・レベルの政

沿動回は闇黙トアツムセヒテ、外在的とのみ接ヘリムトキ。

"Elitist historiography is of course not without its uses. It helps us to know more about the structure of the colonial state, the operation of its various organs in certain historical circumstances, the nature of the alignment of classes which sustained it; some aspects of the ideology of the elite as the dominant ideology of the period; about the contradictions between the two elites and the complexities of their mutual oppositions and coalitions; about the role of some of the more important British and Indian personalities and elite organizations." Guha, Ranajit, "On Some Aspects of the Historiography of Colonial India," in Ranajit Guha, ed., *Subaltern Studies I: Writings on South Asian History and Society* (New Delhi, 1982), pp. 2-3.

13 独立前夜における「會議派指導者」・ネールやマ・ペトールは、民衆を支配する権力者としての性格を強めていた。會議派は現代的な創始者である、「愚かな民衆」たる指導に従うべきだ、云々の発言を彼らが繰り返すようになっていた。
14 パンディー Pandey, Gyanendra, "The Congress and the Nation, c. 1917-1947," mimeo. (1985) は非常に明確に描いています。

14 なお、植民地議制の独立後の継承としての觀点にて書かれたものもある。 Morris-Jones, W. H., *Parliament in India* (London, 1957); Kothari, Rani, *Politics in India* (Boston, 1970) などがある。

15 本稿をお読みいただき、一九八五年十一月七日東京大学東洋文化研究所定例研究会にて「非植民地化とイギリス——第二次大戦後から印パ独立前夜まで——」と題して報告したのをはじめ、その他の研究会でも、未完成の構想を報告させていただいきました。数々の方々からの貴重な教示・ご意見を賜った。この場をかりて深く感謝の辞を述べさせていただきたく。

二、イギリスと非植民地化——戦間期——

ヨーロッパにおける対独戦は、一九四五年五月、連合軍の勝利のうちに終つた。イギリスでは、六月の総選挙の結果、労働党が圧勝し、アトリー内閣が誕生した。その後、三週間もたたないうちに、アジアにおける対日戦にも決着がつけられ、第二次世界大戦の幕は閉じられたのであった。

アトリー政府は、戦争終了後、さっそくインド問題に着手した。国内的にも国際的にも戦後処理という大問題が山積している状況の中で、インドに関する政策の検討・実施にはかなり大きな比重がかけられていた。アトリー首相を座長に、戦時中から引き継いだ内閣のインド・ビルマ委員会（以下では主にインドの問題に関連してのみ言及する）で、以下、「インド委員会」と略す）が再編され、従来のメンバーで貿易相のクリッップスに加えて、新しくインド大臣となつたペティッククリレンス、第二次マクドナルド内閣でインド省を担当したスタンダード子爵（一九二九年当時のウェッジウッド・ベン）、戦前からインド問題に関与してきた文相エレン・ウイルキンソンと郵政大臣リス・トウェル卿が任命された。インド問題に関して寛容政策を支持する人々を集めたといえる。⁽¹⁾

インド委員会は、インドに関する一般的な政策立案を第一の課題としていた。「予想しなかつた速さで戦争が終つたため」、戦争遂行中の「暫定的な問題解決はもはや意味がなく」なり、「インドに関する今後のイギリスの政策について総合的な検討を迫られる時期を迎えた」とアトリーは閣議で発言している。大戦中の一九四二年、イギリス政府はインドに対して「クリッップス提案（the Cripps' Offer）」と呼ばれる政策提言を行い、短期的な戦争協力の問題

とともに、将来に向けての政策を発表していたが、これを受けた上で、「クリッップス声明で与えた構想をどのように実現すべきかを考慮しなければならない」とアトリーは語った。まず、州の議会選挙を行って、「新しい憲法を制定するための選挙母体」を用意し、「インド人が自らの選択すべき方向を決定する議会のようなものをできるだけ早く設立する」ことが必要であると述べた⁽²⁾。労働党政府は、インドの自治の早期実現を政策に掲げて出発したのである。

なぜ、イギリスは、戦後すぐに、インドの自治・独立を前提として出発したか。なぜ、イギリスは、政治体制、政党システム、あるいは主要政党の組織自体を揺るがすような危機を起こすことなく、帝国の支柱と言われたインドの非植民地化に歩を進めたのか。こうした視角から、戦間期と第二次大戦の時期との、イギリスの帝国・植民地政策を検討し、そのコンテクストの中でインドに対する政策を捉えてみたいと思う。帝国中枢イギリスの国内的な政治組織としての保守党・労働党、およびその相互関係、支配対象としての植民地インドの政治エリート、帝国外から強く影響を及ぼすことになったアメリカその他の国々を、イギリスの政策決定過程に関わった主な政治的アクターとして捉える。

(+) 戦間期における植民地問題

イギリス本国の政策決定過程を考える上では言及しなければならないのは、第一次大戦後から第二次大戦後にかけてのイギリスの政党システムとその変容であろう。一九二〇年代に保守党と自由党による二大政党制は完全に崩れ、大衆民主主義の確立と経済不況の中で労働党が成長し、三党対抗の時代を経て、次第に保守党と労働党による新たな二大政党制の時代へ移行していく。そして、第二次大戦中の举国一致内閣は、大恐慌期のマクドナルド首班の举国

一致内閣と異なつて、労働党が保守党と完全に肩を並べて政権を担当した体制であった。こうした政党システムの変化の過程で、ともに大衆政党たる保守党と労働党とのイデオロギー的政治配置は、きわめて明瞭な対照をなすようになる。

帝国とナショナリズムは「保守党にとって」欠かせないイデオロギー的動員力となつた。イギリスは、『生まれながらの』統治者であると信じる政治的な連合が、国民党としてのアイデンティティを保ちつつ、階級を横断して形成された。……右翼に位置するこの政党「保守党」こそが、イングランドのナショナリズム、帝国、英國国教会、上層・中産階級、そしてエリートの統治能力を敬い、その社会的地位に憧れる一部の労働者階級を代表してきた。これに対抗し、階級・宗教・地域の違いを横断して形成されたのが、自由党的率いる連合であつたし、また後にそれに代わった労働党の下での連合だったのである。これは、伝統的な支配階級の地位や特権に対抗してきた非妥協派として、反帝国主義を掲げ、アイルランド・スコットランド・ウェールズをそれぞれ代表してイングランドのヘグモニーに挑戦したのであつた。⁽³⁾

極めて反動的な帝国主義者から極めてラディカルな植民地解放論者まで、イギリス政界のイデオロギー分布は幅広いものであったが、相対的に帝国主義的なのが保守党、それに批判的なのが労働党という配置は明らかだつた。

ここで、戦間期に保守・労働両党がそれぞれどのような植民地政策を持つていたのかを見ておきたい。まず、保守党のほうから取り上げよう。

イギリスの右の勢力「としての保守党」は、ナショナリズムと帝国主義のイデオロギーを土台として組織された。……植民地政策に関するコンセンサスが叫ばれてはいても……帝国は保守党の作ったものであつたし、帝国

喪失の責任を負わされるのも保守党であった。保守党のイデオロギーと政治戦略は、対外的な変化に直面して適応を迫られてきており、一九〇〇年以来保守党を襲ってきた党内紛争は、党组织の上で対外政策に関するイデオロギーがいかに重要であったかを示している。関税改革論争……一九一四年のアルスター危機……インド統治法……一九三〇年代の宥和政策……そして最後に非植民地化政策という長期的な危機がそれである。⁽⁴⁾

戦間期のほとんどの時期、政権を担っていたのは保守党であった。したがって、保守党こそが、国内の政治対立に配慮しながら、支配政党として帝国問題に対処していくかなければならなかつたのである。同党の基本的な帝国政策は、前掲の文で語られているように、危機が到来することに、党内および対立政党との政策論争を通じて明確な形をとつていつた。⁽⁵⁾

第一次大戦後は、アメリカのウッドロー・威尔ソン大統領が「民族自決」と「門戸開放」を唱えていたにもかかわらず、むしろ「新しい世界分割が可能となる状態」すら生まれ、アフリカ・太平洋諸島・中国における敗戦国ドイツの領土が処分の対象となり、中東では旧オスマン・トルコ帝国の領土が明け渡されることになった。第一の戦勝国イギリスは、中東に影響圏を拡大することを狙い、エジプトを中心にしてイギリスの軍事的基地であるエジプトを拠点とし、パレスチナ・シリア・イラク・ペルシャを掌中におさめて、インドに至る防衛線を確保しようとした。中東の産出する石油は、世界の産油量からすれば未だ僅かなものだったが、将来に向けて重要な資源を提供すると考えられた。イギリスにとって一九世紀的な帝国支配を敷くことはさすがに困難になっていたが、何らかの形でインド・東アフリカと並ぶ帝国支配を中東に築こうとしたのである。⁽⁶⁾こうして一方では、大英帝国のさらなる拡大さえ伴う政策がとられ、帝国統治の理念は弱まつたどころか、帝国の政治的な統一と経済的な統合という、帝国再編の目標に結晶していった。

しかし、他方、現実のイギリスには、世界霸權を維持しつつ、帝国全体を統合しうる絶大な力は、政治・軍事的にも經濟的にも存在しなかつた。すでに世界に冠たる經濟的繁栄を誇る状況は失われ、国内では海外駐留地からの引き上げと平和・軍縮を求める声が強まつて⁽⁷⁾いた。その上に、帝国内部からは帝国權力の分散を求めるナショナリズムの突きあげが起つてきていた。植民地あるいは從属地域では、ナショナリストと自称する政治勢力がイギリスの支配に抵抗を示し始めており、後に述べるインドの事例と並んで、中東、とくにエジプトではそうしたナショナリストの抬頭する政治状況がイギリスの軍事的駐留にも問題を投げかけていた。⁽⁸⁾イギリスは、帝國支配を揺るがそとするこうした動きに対処するため、國際連盟という新たな國際關係の枠内で、将来「自治政府 (a self-government)」を實現するためにこそ現在の帝國統治が必要であるというレトリックを用い、從属地域との政治關係を修正しつつ支配を維持していくこととなる。⁽⁹⁾大英帝國に挑戦する他の先進諸国の進出、自治領や植民地でのナショナリズムの展開、イギリスの經濟危機と政治社会の変容——こうした帝国外、帝国内、国内からの変動の波を受けて、イギリスの帝國主義を新たに正当化する論理が模索された。二〇世紀の大英帝國を支えるためには、「パクス・ブリタニカ」以降の新しい帝国主義の論拠を必要としたのである。⁽¹⁰⁾

ここで、一つの政治的単位としてすでにかなりの自立性を獲得していた自治領諸国のナショナリズムについて触れておきたい。第一次大戰の折り、イギリスの參戰によつて自動的に戦争に加わることを余儀なくされた自治領諸国の反発は強く、帝国内においてではあるが、それぞれ自治領として完全な國家主權を要求し始めた。白人の入植社会として出発した地域が、イギリスとは異なつた「國民」の利益を唱え、イギリス國民と「平等」な「國民」であると主張するに至つたのである。自治領諸国に對しては、従来の從属的色彩の濃い植民地省の支配は撤廃され、かわつて自

治領とイギリス本国の関係を扱うために自治領省が設立された。一九二六年の帝国会議では、イギリスを主として他を従とする「大英帝国」のあり方は否定され、イギリス国王に忠誠を誓う自立した諸国民の連合体がコモンウェルス（the British Empire and Commonwealth）を構成すると決議された。自治領は外交権・交戦権を自ら有する（いふ）ことが認められたのである。一九三一年になされた原則がウェストミンスター憲章（The Statute of Westminster）として法文化された。これらの改革は、イギリス国内の反帝国主義勢力によってではなく、すべてチヨンバレン、ベルフォア、エイマリーら、帝国の統合を守るうとする保守党的政治家によって合意されたものであつた。⁽¹⁾

自治領の自立性が増大していくとの並行して、新しく自治領のグループに入ったのが、アイルランド自由国であった。一九二一年、ロイド・ジョージ内閣と、アイルランド代表との間で条約が結ばれ、アイルランドに対して「カナダと同じような自治領の地位」が付与されることになった。一九世紀以来の「自治（Home Rule）」体制に反抗し、真の独立を求めるナショナリズム運動が、第一次大戦中にますます激化し、一九一六年には共和国宣言を出すに及んだ。イギリスは、あくまでも帝国の枠内でアイルランド問題を「平和的に解決する」道を探つた。イギリスとアイルランドのナショナリストとの妥協の産物が、条約締結と自治領化だった。アングロ・サクソンの入植植民地ではなく、またにアングロ・サクソンに支配されてきた社会が自治領となつたこと、共和国としての独立は許されず、イギリス国王への忠誠を柱とした帝国の中などまるよう圧力が加えられたこと、そして、自治領のあり方をも含めて、帝国の憲政史自体が歴史的に変化するものであると示したこと——アイルランドはヨーロッパの一部であつたが、こうした点から、帝国植民地における以後の非植民地化の展開、ことにインドにおける展開に先例としての意味をもつた。⁽²⁾ 体制に対抗して出てくる新しい変化を旧体制の変革によって体制内部に吸収してしまおうとする、イギリス保守政

治の一つの伝統は、憲政主義 (Constitutionalism) ふくうじとばや表わされるであろう。以上のような戦間期の帝国政策を見ると、こうした保守の論理は、イギリスの国内政治において特徴的であったのみならず、大英帝国内の政治過程、ことに非植民地化の政治過程には重要な機能を果したといえる。⁽¹³⁾

帝国の経済統合の試みは、一九三二年オタワでの帝国経済会議で提起された政策に体現された。帝国内の経済関係を活発化させるために、帝国特恵関税を設け、さらに帝国外の競争圏を排除する関税引き上げを行つて、いわゆる自立的経済圏の建設をめざした。イギリスの工業製品を安定的に比較的高い価格で売りさばき、自治領や植民地の一次産品を安定的に高く買おうとする、帝国範囲での保護主義的システムであった。これは、十九世紀半ば以来イギリスの伝統であつた自由貿易主義からの離脱であり、自由貿易によつて支えられた帝国がすでに存在できなくなつてゐるという事実を示していた。⁽¹⁴⁾ かえつて、他国との貿易を制限されるのを嫌つて自由貿易を堅持しようとするカナダ政府や、イギリス工業の独占によつて自国の工業の成長を妨げられる自治領諸国やイングランドからは、イギリスのみの利益を追求する政策であると批判を受けた。オタワ協定は数字のうえでも、イギリスの工業にとって有利に働いたが、他の地域では必ずしもその利益が立証されなかつた。⁽¹⁵⁾

また、植民地に対する新しい政策は、第一次大戦中から形成され、「植民地開発 (colonial development)」政策として展開した。植民地開発として、鉄道・港湾・道路・橋などの建設を行い、これによつてイギリスからの輸出を増やし、イギリスの経済再興・不況からの脱出・失業問題の解決を図ろうという構想である。植民地開発と言いながら、植民地に対する政治的な呼びかけではなく、ほとんどイギリス国民に対する帝国の存在意義を訴えたもので、一九二四年の貿易振興法 (The Trade Facilities Act)、東アフリカ開発借款法、そして一九二九年の植民地開発法 (The

Colonial Development Act) が制定された⁽¹⁶⁾。厳密な「援助」額は算定しにくいが、現在の経済学に基いて計算すれば、当時のイギリスの国民総生産の約〇・一ペーセント程度であったという。したがって、第二次大戦後の国際援助に比べると、かなり規模が小さく、その波及効果は非常に限られたものであった⁽¹⁷⁾。

帝国に対するこれらの経済政策は、後に述べるように、労働党の一部からも積極的な支持を得た、保守・労働両党の党派を越えたイギリスの国家的政策であった点が特徴的である。いわば宗主国としての「国益」に関するコンセンサスに基づいていたといえる。

それでは、労働党はどうであつたか。保守党に向かつて既得権益を主張したのは帝国工業協会とか帝国経済連合、あるいは植民地の移民・経済利益を代表する団体であったが、労働党には、労働組合、イギリスの伝道協会・教会・反奴隸協会、あるいは植民地の土着エリートの構成する政治団体などの声が反映された。労働党のひとつ柱であった独立労働党は、設立当初から、社会主義・国際連帯・平和主義を掲げ、イギリス社会の健全さを歪めるものとして帝国主義を批判する主張を展開していた⁽¹⁸⁾。また、第一次大戦後の労働党は、アメリカとは異なつた立場からではあるが、同じように古いヨーロッパの国際秩序を批判し、公開外交、国際連盟の強化、軍縮、紛争の国際調停による解決などを方針に挙げた⁽¹⁹⁾。しかしながら、労働党も、帝国經營の具体的な政策については、保守・自由両党とめだつて異なるものを提起していくわけではなかつた。シドニー・ウェッブらフェビアニストは、帝国の庇護のもとでの植民地の進歩を論じていたし、労働組合は、イギリスの労働者階級の利益と抵触する植民地の工業発展や政治的自立にははつきりと消極的であつた。ヨーロッパのマルクス主義政党の影響を直接被らなかつたイギリス労働党は、自由主義やそれに近いフェビアニズムを信奉する多くのメンバーを抱えており、労働党議員の立場は帝国解体論者から帝国統合

論者まで広くまたがつていた。そもそも、労働党は未だ本格的に帝国政策に影響を及ぼすような政治的発言力と地位を持つていなかつた。⁽²⁰⁾

しかし、二度政権を担当し、党の分裂を経験していく過程で、労働党の主流も次第に帝国・植民地問題に関与するようになる。労働党がこの問題に腰を据えて取りかかったといえるのは、一九三〇年代のことであろう。その頃の労働党には、帝国・植民地政策に関して、外交・軍事問題についてとほぼ同様に、三つのグループがあつたと考えられる。労働組合や議会のマジョリティとして、ナチス・ドイツの軍事的脅威に備えて再び軍備を拡大し、帝国を強化すべきだとする論調に傾きつつあつたグループ、共産主義者に並ぶほどの反帝国主義を掲げ、帝国主義戦争への革命的抵抗を唱えるグループ、そしてその中間にあつて平和主義的な、温和な帝国保護を支持するグループである。⁽²¹⁾

第二次マクドナルド労働党内閣の時代には、保守党の見解とも重なるところの多い、帝国經濟統合論が出てきた。

二〇年代の不況・失業とゼネスト、そして大恐慌による經濟危機によつて、労働者を代表する政党としても一国の經濟の再編を考えなければならなくなつてゐた。労働者に職を与えるには帝国内の經濟政策によつてイギリス經濟を立て直さなければならない、と論じたのは労働組合指導者のベヴィンである。一九三〇年夏に労働組合会議が採択した經濟政策構想は、關稅、一次產品の安定供給、イギリスからのタイド・ローン、移民法改正などにより、帝国内の經濟協力を促進し、国内の雇用を確保し、安全弁として自治領への移民枠を保証しようという内容であつた。宗主国の労働組合の要求は、資本家の要求ともかなり合致していわけである。オタワ会議を準備した一九三〇年の帝国会議は、労働党政権の主催であり、また、ボーリドウイン保守党政権から引き継いだ植民地開発法によつて、イギリスが植民地の開発プロジェクトに融資し、開発に必要な製品をイギリスから購入するよう義務づけ、さらに利子を回収す

る計画を練つて、本国の工業生産と雇用を高めようとしたのも労働党政権であった。⁽²²⁾

このように、保守党と似た論理で帝国を強化する政策を説いた右派とは別に、労働党には、知識人の率いる左派がいた。彼らは党内のマイノリティではあったが、活発に植民地解放を主張し、国際的な社会主義者の連帯を呼びかけていた。中心となつたのは、ランズベリー、プロックウェイといった独立労働黨のメンバーである。一時は、共産主義に近いグループとともに反帝国主義連盟 (the League against Imperialism) という国際的な会議に加わって、ヨーロッパ諸国の左翼、および植民地の声を代弁するナショナリストとの協力を図ろうとした。インド問題を中心に、植民地側との接触に心がけ、イギリスの政策を批判したのである。⁽²³⁾ 労働党からマクドナルドらが分かれ、ランズベリーが党首を勤めた頃は、党内の意見が左に向かつたよう見えた。ナチズム・ファシズムと共産主義に揺れるヨーロッパ政治の影響を受けて、イギリスにも親ナチ勢力が現れた一方、共産主義に近づき平和を呼びかける左派の知識人勢力が活躍した。しかし、一九三五年以後の労働党は、現実主義的な議会人であるアトリーと労働組合会議による指導の確立期を迎へ、反帝国主義を主張する党の極左 ("militants") と呼ばれるグループは結局党内のマイノリティにとどまつたのである。⁽²⁴⁾

党内の右と左の間にあつたマイノリティは、自由主義・人道主義的な立場から、次のような見解に落ち着いていた。一九二八年の党のパンフレットでは、植民地の「現地人 (natives)」が実際に行使する能力があるならば、それ相応の政治的責任を移譲し、委任統治制度を強化すべきだと論じた。一九三三年には、より保守的な論調になつた。植民地とひと口に言つてもそれぞれ非常に異なつていて、自治を移譲できるのは西インド諸島など一部に限られ、アフリカのほとんどの植民地はまだまだ遅れていて、とうてい自治への移行は考えられないという見解をとつた。ただちに

植民地を独立させて帝国を解体するのではなく、イギリスによる「信託統治 (trusteeship)」の下で現地の人々の生活を向上させ、彼らの権利を保護するというものである。したがって、労働党の掲げる「植民地における社会主義」と「社会主義的な自治政府から成るノモンウェルズ」というスローガンは画餅に過ぎず、具体的な政策の内容は、保守党の穏健な政策とさほど距離がなかった。ただし、労働党は植民地開発法の実施に批判的で、資本主義的な開発は、帝国の資本家と植民地のエリートによる搾取を招くとして反対した。⁽²⁵⁾

以上のように、帝国中枢で保守党と労働党という二つの政党が政治権力に携わる政治状況にあつたにもかかわらず、次のような要因から、具体的な植民地政策は、制度上の修正と現状維持に落ち着いていた。第一に、自由党の低落と労働党の勢力拡大の変化に比較すると、保守党は議会のマジョリティとしての安定を相対的に維持していた。したがって、帝国政策の当事者は、前述した通り、保守党であった。第二に、議会のオポジションたる労働党のイデオロギーは、現状肯定的な色彩が強く、しかも個々の帝国・植民地政策を批判する能力を欠いていた。

第三に、保守・労働両党のリーダーシップが、将来の二大政党制への展開を見越して、双方の政党内部の右 (the diehards) あるいは極左の勢力を抑え、中道政治をめざした。とくに保守党の党首ボルドウインはそうした方針に基いて政権を動かし、帝国・植民地に関する政策も、その例外ではなかつた。イギリス国民の関心が高い国内問題・ヨーロッパ問題とは違つて、植民地問題に対する国民の利害・興味関心は低かつたから、超党派での政策作定も比較的容易であつた。以上が、戦間期イギリスの植民地政策の概要である。

1 Cabinet, India and Burma Committee, Paper I. B. (45) 1, 13 August 1945, *Transfer of Power*, vol. vi, p. 65.

2 Cabinet, India and Burma Committee, Paper I. B. (45) 1st Meeting, *ibid.*, pp. 76-82.

3 Kahler, Miles, *Decolonization in Britain and France*, pp. 72-73. ジの著者は、イギリスとヒンバニでは帝国主義をぬぐく政党の「アーチャロジー」的な配置が異なっていた。しかし、帝政時代から、イギリスにおいては保守勢力が、帝国主義と結びついたナショナリズムを堅持していたため、非植民地化の過程でナショナリズムの危機を呼ぶような体制的危機を経験せずに済んだ。しかしフラン西では、保守主義者から共和主義者、そして左の社会主義勢力まで、それぞれに帝国主義を主張しなければナショナリズムに対する裏切りを犯してしまったところ立場に置かれていた。それゆえに、戦後のフランスの政権はいずれも柔軟性の欠けた帝国保持政策をとり、その失敗が政黨制のみならず、政治体制やもの危機と変動をもたらした。上記。

4 *Ibid.*, p. 73.

5 戰間期の保守党のリーダーーンハッピングヒューズ、だんべい、Blake, Robert, *The Conservative Party from Peel to Thatcher* (London, 2nd. ed., 1985), pp. 202-246 など参照。だが、戦間期の大きな政治の流れについては、木畑洋一「1914の世界大戦」『歴説イヤコベヌ』(和書閣)一九八四年)一八五—一一〇頁。

6 Gallagher, John, *The Decline, Revival and Fall of the British Empire* (Oxford, 1982), pp. 87-9.

7 Bond, Brian, *British Military Policy between the Two World Wars* (Oxford, 1980), p. 11-97.

8 ダル文、Darwin, John, *Britain, Egypt and the Middle East: Imperial Policy in the Aftermath of War 1918-1922* (London, 1981) 稲壁。

9 國際連盟の枠内では、新たな植民地獲得は認められなかつたため、「委任(mandate)」統治・パートナード、イギリス・ヒンバニなどが支配するところの形態があつたといふ關係してこう。Cf. Louis, Wm. Roger, "The Era of the Mandate System and the Non-European World," in H. Bull and A. Watson, eds., *The Expansion of International Society* (Oxford, 1985),

pp. 201-213.

10 たゞえど、Gallagher, John, *op. cit.*, p. 86. の著者は、戦間期を、大英帝国の衰弱と興隆の双方が見られた時期と捉え、單純に帝国が非植民地化の方向へ直進して、いたゞく、論を反駁してゐる。また、Darwin, John, "Imperialism in Decline? Tendencies in British Imperial Policy between the Wars," *The Historical Journal*, vol. 23 no. 3 (1980), pp. 657-679 では、イギリスは、委任統治を支持したようだ、頭では帝国支配の終わりが近づいてゐるのを認識してゐたが、具体的にはその支配をやめだけ延命しようといふ政策をもつたとする。いのちうに、戦間期の大英帝国と非植民地化については諸説あるわけだが、それらがほぼ一致して了解してくるのは、イギリスが第一次大戦後、世界的な「ハーモニイ」を大めに掲げたようにならぬながら、帝国の支配がけっして安定してゐなかつた点である。

11 Mansergh, Nicholas, *The Commonwealth Experience* (London, 1982) [first ed. published in 1969], vol. I, pp. 24-25, 207-214, vol. II, p. 3 ff. 戦勝中、さへに南アフリカ代表のスマシッズ軍は将来の自治領の地位の強化と積極的なプロンを主張して、いたゞ、いわゆる緊團体を設け、一九一七年八月の帝国戦勝会議 (the Imperial War Conference) では、"the readjustment of the constitutional relations of the component parts of the Empire should be based upon a full recognition of the dominions as autonomous nations of an imperial commonwealth" として、ギリスの政策が表明された。なお、一九二六年の帝国会議にて、Mansergh, Nicholas, *The Prelude to Partition: Concepts and Aims in Ireland and India* (London, 1927).

12 Mansergh, Nicholas, *op. cit.*, vol. I, pp. 215-243, vol. II, pp. 3-12. 日本では、堀越知、松尾太郎氏の共著の『トマス・ハーナン・ナッシュ・チャーチの研究』(緑蔭社、一九八一年) が最もおなじが、社会経済史や民族運動の観点から書かれたものが主であつ、全体的な政治史関係の研究があまり手がけられていないのが、たゞ思われる。されば、トマス・ハーナン・ナッシュの政治・独立問題の闘争ぶりを、Mansergh, Nicholas, *The Prelude to Partition: Concepts and Aims in Ireland and India* (Cam-

bridge, 1978) 参照。

13 イギリスの憲政主義との機能についての問題点は、いくばく次のような文献で指摘されています。Anderson, Perry, "Origins of the Present Crisis," *New Left Review*, no. 23 (Jan.-Feb. 1964), pp. 26-53; Thompson, E. P., "The Peculiarities of the English," in *Poverty of Theory* (London, 1978), pp. 35-91。されば、イギリス左翼の団体が、なぜイギリスでは、アルシード革命後の社会にも、多くの伝統的・貴族的な要素が残存し、労働者階級や左翼勢力との伝統の中にあるのかなどについて論争したものである。しかし、イギリスの保守主義、あるいはConstitutionalism のイデオロギー的な機能についての認識は両者ともそれほど離たつてはいないようだと思われる。

イギリス文化圏の Constitution という概念は大変わかりにくく概念であり、日本語の「憲法」には非常に異なる意味を備えている。イギリスにおいては、まさに歴史そのものから正当化される価値・政治的な制度体系の全てが Constitution であり、したがって歴史的展開に応じてイギリス国民のコンセンサスによって変化する力をもつ。即ち Constitution に基づいて最高の立法権を握るのが、イギリス議会である。

"Constitution," by Spiro, Herbert John, *Encyclopaedia Britannica, Macropaedia*, vol. 5 (London, 1983), pp. 93-98によると、Constitution の思想はアリストテレスに遡るが、近代世界では、制度的な安定性、統治者の責任 (accountability)、代表性 (representation)、権力分立、政治的な情報の公開・参加であるといふ。イギリスの場合、いふに基本的な政治制度がくまなく恣意的に変えられないという点、そして支配する者は、「少なくとも支配される者の中の一部に対しては責任を負う」などの点、そして支配者は「政治共同体の中で最も優れかゝ重要な構成員を代表している」といふが、Constitution の際立った特徴である。成文化されていない Constitution は、常に、そして漸次的に、時には意識されないままに変化を被る。また、ベジニアが主著の *The English Constitution* (1867) で述べたように、イギリス人は一般的に統治といふものが少數の支配階級の手の中に握られる」といふを受け入れて来た、という。やむと「イギリスの Constitution は Common Law も、も

「権力移譲」への政治過程

もに慣習の集積の結果として漸次的に形成された。」その最も顕著な例は、クラシックな体制転換もなく、政治権力を支える社会集団の構成の変化に応じて、王権がその主権的地位を議会に譲り渡したいんだある。最終的には、普通選挙と議会制に基づく大衆民主主義も、イギリスの Constitutionalism のうちに吸収されたのである。(その意味で、中村哲氏の「立憲主義」「政治学辞典」(平凡社、一九五六年)――六七八頁の解釈とは違ひますが) Moore Jr., Barrington, *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World* (Boston, 1966) のイギリスに関する章は、この國の近代化と民主主義の歴史的発展を明解に描いています。

しかし、大英帝国の中でも統治される客体であるイギリス以外の地域においては、イギリス議会がそれに擬へて立派なイギリス政府が統治機構・統治関係を定めた法といふ Constitution であった。したがつてイギリスの Constitution ところは、一方では自治領や植民地に対して「民族自決」を阻む働きをもつた。しかし他方ではイギリス型の近代的な政治・法制度を持ち込むことによって、それらの地域のエリートの中に Constitution の概念を植え付けていた。そして、各地のエリートがそれぞれの政治的自立性を主張するようにならう。イギリスが Constitutional Reform という形での懷柔を試みるのが常であった。歴史的に、帝国の支配地域の政治的・法制度的な自治・独立は、イギリス議会が自らの決議によつて、イギリス議会自身が Constitutional Power を限定するには放棄して、それらの地域の政治権力の手に移譲するかの形をして現われた。

14 Drummond, Ian M., *British Economic Policy and the Empire 1919-1939* (London, 1972); Mansergh, Nicholas, *The Commonwealth Experience*, vol. II, pp. 37-42 参照。

15 なお、各地域へ帝國経済政策へのシナジーとしてのみなみ文庫を参照。Holland, R. F., "The End of an Imperial Economy: Anglo-Canadian Disagreement in the 1930s," *JICH*, vol. xi no. 2 (Jan. 1983), pp. 159-174; Megaw, Ruth, "Australia and the Anglo-American Trade Agreement of 1938," *JICH*, vol. iii no. 2 (Jan. 1975), pp. 191-211.

16 Constantine, Stephen, *The Making of British Colonial Development Policy 1914-1940* (London, 1984) 参照。

- 17 *Ibid.*, p. 276.
- 18 Pelling, Henry, *A Short History of the Labour Party* (London, 1985), pp. 35-71. 一九二〇年代に『帝国主義論』を世に躍ら
た。A・ホトノハガ「労働党および独立労働党の帝国問題に関する政策に影響力を持った」。
- 19 Kahler, M., *op. cit.*, p. 232.
- 20 Miliband, Ralph, *Capitalist Democracy in Britain* (London, 1982), p. 30. なにか「一九二〇年代の労働党はいかが、大童」
男『危機における政治過程——大恐慌期のイギリス労働党政権——』(東大出版会、一九七六年)がある。
- 21 Kahler, M., *op. cit.*, p. 232.
- 22 Gupta, Partha Sarathi, *Imperialism and the British Labour Movement 1914-1964* (London, 1975), pp. 134-161.
- 23 *Ibid.*, pp. 112-113; Gupta, P. S., "British Labour and the Indian Left," in B. R. Nanda, ed., *Socialism in India* (Delhi,
1971), pp. 93-96. Also see, Brockway, Fenner, *Inside the Left* (London, 1942), pp. 158-171.
- 24 Pelling, Henry, *op. cit.*, pp. 71-87. なにか「労働派の左派」といふべきだ。たゞ一九七〇年 Miliband, Ralph, *Parlia-
mentary Socialism: A Study in the Politics of Labour* (London, 2nd. ed., 1972), pp. 193-230 参照。
- 25 *The British Labour Party, Labour and the Nation* (London, 1928); Goldsworth, David, *Colonial Issues in British Poli-
ties 1945-1961: From "Colonial Development" to "Wind of Change"* (Oxford, 1971), pp. 119-120.
- 26 一九二〇年代のイギリスの政治における保守党・労働党間の連合政治の流れについて、「D・ベーネー編『イギリス連合政
治への潮流』」飯坂良明・岡沢憲美訳(東大出版会、一九八〇年)、および高橋直樹「一九三一年のイギリス選国一致内閣」
『國家学会雑誌』九一卷三・四号(一九七八年)などがある。

(1) 戦間期のインド政策

「」のような帝国・植民地政策の流れのなかに、インドに対する政策も置かれていた。戦間期のイギリス政界を揺るがした大きな問題の一つであり、むしろインド問題の紛糾を通して、植民地政策全般にも影響が及んだと言えよう。ただし、インドは他の帝国領土とはかなり異なった扱いを受けていた。⁽¹⁾白人入植者によらないアジアの植民地でありがながら、帝国のなかで最も古く重要な植民地として軍事的にも経済的にもイギリスの世界権力を支える支柱と見なされてきたからである。このようにイギリスの側がインドに対し特別な感情を懷いていたのに反して、戦間期のインドでは広範な西欧的エリートを中心としたナショナリズムが、他の植民地に先んじて、大衆運動の時代を迎えていた。ハーディングの非植民地化を論じる前提として、この時期のイギリスのインドに対する統治政策について簡略に言及しておきたい。ただし、イギリスとインドの政治エリート間の関係に焦点を絞って論点をまとめ、社会経済の変化や民衆運動と政治指導の関連については必要な限りで触ることにする。⁽²⁾

第一次大戦後のインドでは、植民地支配体制の再編として植民地議会制が敷かれた。これは支配のための政治的「再編」としてなされたにもかかわらず、第二次大戦後の分離独立へと続く、非植民地化過程の大きな一步となつた。⁽³⁾の植民地議会制を基礎づけたのは、一九一九年に制定されたインド統治法 (The Government of India Act, 1919) であった。第一次大戦で動員体制を必要とした折り、インドの「自治 (Home Rule)」を要求する運動を押えるため、イギリスのロイド・ジョージ内閣はインドにおける戦後の「憲政改革 (Constitutional Reform)」を約束した。一九一七年八月、インド省大臣モンタギューは、「大英帝国に統合された一部として、インドにおける責任

政府 (a responsible government) の実現を進める」⁽⁴⁾と声明し、この結果が二年後の統治法制定となつた。インド統治に関するいわゆるの法律の集大成であるばかりでなく、統治機構を包括的に規定したものであつた。

この統治法は、端的に二つの側面を備えていた。憲法制定権力としてのイギリスによつてインドの国家機構 (Constitution) が定められたという側面と、ナショナリストを始めとする反体制勢力を取り込んでいく政治的手段としての「憲政改革」という側面である。

第一の側面は、宗主国政府から比較的自立的な財政・軍事上の決定権限を移譲された、中央集権的な植民地国家の機構整備という形をとつて実現された。中央政府は総督と行政参事会の下で、軍事・外交・藩王国関係の処理、関税や通貨体系、郵便などのコミュニケーションなど重要な行政上の権限を管轄した。これと区別された州の範囲内での行政権限は、州政府に下され、行政組織上の合理化が行われた。また、政府の機構改革の一環として、インド高等文官 (Indian Civil Service) を命ぜ、官僚・軍人採用の「インダ人化」(Indianization) の政策が打ち出された。高等文官の選抜にあたつては、インダ現地での採用試験を実施し、採用数の三分の一をインド人にあてて、毎年官僚数全体の一・五パーセントの割合でインド人の比率を増やしていくというものであつた。インド軍については、第一次大戦の動員の結果、インド人を将校に昇進させる必要が感得されたのである。

「憲政改革」という統治法の第二の側面は、より広い範囲のインド人エリートに、部分的な統治権への参与を許して、体制内の政治活動の機会を与えることであつた。総督の立法参事会制度に代わつて、人口比およそ三ペーセントの人々が投票権を持つ選挙制が施行され、中央に二院、州に一院または二院の議会が設置された。選挙権は財産・資格制限に基づいて与えられ、文盲の住民も含まれていた。選挙区は、都市部と農村部に区分され、ローマーニティヤ」と

の分離選挙制として一般ヒンドゥーとムスリムの代表議席が人口・地域差によつて固定的に配分された。この二つの大きな「ロミニティ」に属さない小さな「ロミニティ」であるスイク、英印混血人、インド人クリスチヤン、在印ヨーロッパ人の代表や地主・資本家・大学などの社会利益の代表を選ぶ選挙区も設定された。議会にはさらに、政府任命の被抑圧階級 (the depressed classes)、後進部族 (backward tribes or aborigines)、労働者代表、そして官僚団が加わった。しかし一応、選挙代表が議席の七割以上を占める構成になつてした。植民地国家にとっては国民形成が至上目的ではなかつたから、たとえ社会の分断を固定あるいは加速するに至つても、国家としての統治効率が保障される範囲で、選挙による制度的な体制への支持が得られればよかつたのだと考えられる。州政府のレベルでは、州知事とその行政参事会の管轄下にある「保留事項 (reserved subjects)」と区別されて、新たに「移管事項 (transferred subjects)」という行政権限が指定され、これには州議会も関与しうると定められた。州行政の要である州の治安・司法・地租徵収と財政問題、農地の灌漑、飢餓対策などは「保留事項」とされたが、イギリス権力にとって重要性の低いもの、つまり、教育・農業・産業の開発・地方の自治・保健衛生などは「移管事項」とされ、知事の下に州議会に責任を負う大臣が置かれて、行政上の権限を担うことになつた。「両頭政治 (dyarchy)」と呼ばれた制度である。⁽⁵⁾

この統治体制の変更が、帝国主義者と呼ばれるにふさわしい、ロイド＝ジョージ率いる自由党と保守党の連合内閣によつて遂行されたことに注意したい。この連合内閣には労働党も参画していたが、ほとんど政策上の影響力はなく、むしろ、「進歩的に」帝国発展論を唱える人々によつてイニシアティブが發揮された。ことに、二〇世紀初頭、総督ミルナー卿の下で南アフリカ統治を経験した若い官僚・政治家が集まつて大戦前に結成した、「田卓會議 (the

Round Table」という政策グループが発言力をもつた。彼らは、「ミルナーの子供たち (the Milners' Kindergarten)」と呼ばれ、自由主義的な価値観に基づいて帝國經營を積極的に進展させようという政策を提言していた。⁽⁶⁾ その一人のリオネル・カーティスの政策提言が事実上、インド統治法案のもととなつたのである。

統治法に基づく政治体制の確立は、エリートの請願運動から大衆ナショナリズムの時代へと転換しつつあったインド国民会議派に活動の制度的な前提を与えた。一九一九年には治安維持法（ローラット法）とアムリットサルの虐殺をめぐる全国的な反英運動が起り、一九二〇年にはイギリスのトルコ政策に反発したムスリムのキラファット運動が開始され、それと結んだ会議派の非協力運動が展開された。その過程で、ガンディーは政治指導者としてのカリスマ性を獲得していった。他方では、ロシア革命を機に社会主義の影響を受け、独立と革命を標語とする若い会議派左派の指導者が育ちつつあつた。このような状況の中で、イギリスの政治・経済権力を否定しようとする非協力運動は、統治体制の内側から「憲政の範囲内」（constitutional）自治への要請を続けていこうという政治家の一部も巻き込んで、インド全体に政治的な衝撃を与えた。

しかし、すでに一九一九年統治法の改正を終えていたイギリス政府・インド政府は、もう一度統治体制を変更する意志を持たなかつた。したがつて、政府の抑圧に対する抗議を柱とした運動は、会議派エリートのナショナリズムをより民衆の世界に近づけるという成果を残した一方、ただちに自治・独立への制度的変更をもたらすものとはならなかつた。⁽⁷⁾ 一九二二年には運動が過激化したが、ガンディーの指揮によって突然停止された。そして翌年の中央・州議会選挙には会議派のメンバーも参加したのである。「議会内非協力」を掲げたスワラージ党をはじめとする会議派の議会勢力は、会議派の中にも「憲政改革」によつて体制側に取り込まれうる稳健派が存在していたことを示した。⁽⁸⁾

の議会グループと、民衆を組織し運動によつてインドの独立をめざそうとするガンディー派・左派とが、會議派といふ一つの政党の下で緊張ある連合を維持してゐたのが、戰間期インドのナショナリズムの特色であつた。

一九二七年から一九三四年にかけてのイギリスのインド統治の危機は、一九一九年統治法の弱点を襲つたものであった。イギリスこそがインドに「安定した行政」と「社会の發展」とをもたらすという帝国支配の論理、すなわち支配の正統性はすでに失われつた。そのため、イギリスの統治政策は、かなり先の将来には自治を付与するとしても、そのときまではなるべく安定した統治を維持するという目的を掲げるようになつた。一九二七年、イギリスのボーリードウイン内閣は、選挙で労働党が政権を取る前にインド統治法改正問題をある程度進めておこうと、自由党のサイモンを議長に据えた議会委員会の派遣に着手した。しかし、これは藪蛇となり、インド側の代表委員を全く認めようとしたいたいギリスの姿勢が「サイモン帰れ」運動を呼び起した。翌年には、會議派主導のインド全党委員会がインドの自治憲法案としていわゆる「ネルー報告」を起草し、イギリス側の煮え切らない態度に抗議した會議派は、一九二九年末の大会でプールナ・スワラージ（完全独立）決議を行い、ガンディーを指導者とする非暴力不服従運動の実施を方針として採択した⁽⁹⁾。これは、非協力運動が展開された約十年前とは異なつて、少なくとも運動を指導するエリートのレベルでは「憲政改革」問題、つまりインド統治法によつて定められた政治体制の法的な改革問題と具体的に重なりあつて進められた運動であつた。

イギリスの国内政治に端を発して、保守党が火をつけた一九二七年のインド問題は、皮肉にも第二次マクドナルド労働党内閣に引き継がることになった。しかし、議会内の過半数を得ていかない労働党内閣は、一党だけで政策を立案・決定していく力は持たなかつた。労働党内の独立労働党のメンバーは、前述した社会主義インターナショナルの

活動を通じて、J・ネルーら会議派左派と連絡を持ち、一九二六年四月にはインドの完全独立を支持する決議を採択していたが、彼らは結局マクドナルドに対抗して党の政策を変える力を持たなかつた。労働党政府としては、党内のラディカルな声を押えて、保守党や自由党の閣外協力を確保しつつ、三党一致の政策をめざさざるをえない状況に置かれており、保守党内の穏健な意見を代表するインド総督アーウィンを通して、ボールドウイン党首との緊密な協力関係を維持し、インド問題にあたつた。⁽¹⁰⁾ 三党の代表がともに参加する議会の委員会も重要な場であつた。こうして、労働党は、またしても、インドのナショナリストにとっての「解放者」とはならなかつたのである。現実の反英運動に対する抑圧的姿勢は崩されないまま、一九二九年十月、与野党合意のもとでアーウィン宣言が出された。⁽¹¹⁾ イギリスは将来インドに「自治領的な地位(Dominion Status)」を与えるとし、サイモン委員会の調査報告が発表されたあとインド側との話し合いのもとに統治法の改革を進めるとした。だが、こうした与野党のトップ・リーダーの合意に基づく政策にもかかわらず、イギリス議会では保守・自由両党のアーウィン宣言批判が声高に続けられ、再びインドの対英世論を悪化させた。

この宣言を受けて、会議派も一定の条件のもとにイギリス側と交渉すべく円卓会議に参加する旨表明し、「自治領的な地位」を「憲政改革」によつて獲得しようとする指導者を中心にはアーウィンと接触した。しかし、これは結局挫折した。一方では、総督側が、円卓会議における会議派のマジョリティ、政治犯の釈放、運動に対する規制の緩和を認めず、イギリス国内の見解に照らして直ちに円卓会議で「自治領的な地位」の内容について話し合うことは無理と判断し、ことごとく会議派の要求を退けたため、交渉は実りのないままに終つた。他方、会議派内ではネルーなどの左派が、安易な妥協を許さない姿勢をとつていた。その結果、ガンディーを総指揮者とする市民不服従運動が開始さ

れるに至⁽¹²⁾つた。

運動は、組織の上でも士気の点でも十分な準備段階を経て着手された。象徴的な非暴力の不服従運動として「塩の行進」、つまり塩税を支払わず、自分で塩を作る運動がガンディーによつて始められた。都市における輸入綿布のボイコットと農村における地租支払い拒否の運動などが、それぞれに展開した。しかし、主な指導者の逮捕が進み、運動が長期化すると、次第に急進化していく地域が出てきた。ことに農村では、インドのナショナリズムとイギリス政府の対立という会議派の政治戦略を越えて、インドの社会構造 자체を揺るがすような小作農の地代不払い運動へと展開するところもあつた。逆に、都市では運動が行き詰まり、工場生産や商売の都合からボイコットの中止を求める人々も出でてきた。⁽¹³⁾

一九三一年二月から三月にかけて、政府寄りの自由党政治家サプルーなどの仲介により、アーウィン総督とガンディーとの間に一種の停戦協定が成り、不服従運動は中断された。⁽¹⁴⁾運動の一時停止後、会議派の唯一の代表としてガンディーが参加したロンドン開催のインド円卓会議 (the Indian Round Table Conference) は、法案起草の点ではまとまりのないものに終つたが、イギリスの最高権力を代表する議会が、反英運動を率いてきたナショナリストをインド人「代表」として立法過程に参与させるという、非常にドラマティックな政治劇であった。⁽¹⁵⁾

一九三二年の第三回目の円卓会議と「コミュナル裁定」の後、イギリスの政治家、イギリス政府・インド政府の官僚、インドの政府寄りの政治家や藩王国代表の意見などを総合して、植民地議会制をより整備・拡大した一九三五年インド統治法が実現される。⁽¹⁶⁾すでにイギリスでは、大恐慌の深刻な影響のため、経済政策をめぐつて労働党が分裂し、同党内閣が倒れ、代わりにマクドナルドを首班とし、保守党が圧倒的な力を握る举国一致内閣が成立していた。

一九一九年統治法と一九三五年統治法との決定的な相違は、議会の選挙権保持者が人口の十二パーセント以上に拡げられ、しかも州のレベルでのほぼ完全な州自治 (provincial autonomy) が決められた点であった。州の「両頭政治」に代わって、いちおう州議会に責任を負う州内閣が、州の一般行政を担当することになった。ただし、非常事態における中央の総督権限や州知事の権限が大きく、イギリス側が究極の国家統治の最高権限を握る状況は依然として維持されていた。一方、中央レベルでは、将来の連邦制の実現が約束されたが、その条件は藩王諸国が自発的に連邦への加入を希望するというものであり、結局実現されないままに終つた。⁽¹⁷⁾ 以上のように、一九三五年法は、一九一九年法の次の段階の植民地国家の統治形態を案出したものである。宗主国が植民地支配に関する主権を手離さないまま、他方では、植民地議会制の特有な形態を拡大するという性格の法律であった。

ボーリドウインは一九三五年、この統治法案に対する保守党の支持を獲得するため、党首として次のように発言した。「我々は経験上、帝国内のそれぞれの地域に対して、適切な時期に適切な方法で適度の自由を与えるならば、帝国を維持できることを知つてゐる。一九一九年以来、我々はインドに対しても自治の発展を約束してきた。もしも我々が現在、インドにおける自治の領域を拡大できないならば、それは帝国政策についての失敗となる。こうした「自治的な」統治制度を作りあげ、誇りある経験を積んできたのが我々である。だから、それがさらに発展するためにこそ「インドに」とどまつて、それを見守り維持すべきであろう。イギリスのインド政庁 (the British Raj) は怖じけついてインドを撤退するのではない。「自治発展の」任務が果され、最早我々を必要としなくなるまではインドにとどまつていなければならぬだらう。」これが、イギリスによる「憲政的な」政治改革の論理であつた。⁽¹⁸⁾ まさに、戦後の「権力移譲」に連なるインド支配の保守的な変容である。

いののようなインドにおけるイギリスの統治政策・統治体制の変化は、非植民地化過程において直ちに帝国の解体をもたらしたのではなかった。帝国国家と植民地国家、それぞれの「国家利益(state interest)」を妥協させながら、イギリス政府が有効なインド統治を追求した結果としての帝国支配の「再編」であった。統治権力にとって政策上の考慮に入れざるをえない政治エリートの範囲が拡がり、しかも彼らの多くはナショナリズムを唱え、帝国の利益とは異なる利益を主張した。政府は、これらのインド人を操作しようと試みる度に、権力の正統性を確保するための議会制・選挙制を拡大していくかなければならなかつた。これは、「インド帝国」に対するイギリスの「支配権(Raj)」の漸次の侵食の過程と位置づけられるであろう。

支配体制「再編」のダイナミクスを決めた第一の要素は帝国国家の利益であるが、この時点では、帝国権益を補強する必要性が必ずしも後退の一途を辿つたわけではないという事実に注意すべきである。たとえば、イギリスにとってのインドの価値は、変動があつたとはいえ、低下したとは断言できない。イギリス綿工業の地位の低下に伴ない、綿製品の輸出先としてのインドは、かつてほどイギリス本国にとっての死活的な市場ではなくなつた。⁽¹⁹⁾しかし、一九三〇年代、不況と失業に苦しむイギリスは、オタワ協定に基づく帝国経済圏の形成に向かい、日本からの綿製品の輸入を押しとどめ、ヨーロッパからの鉄鋼の輸入を制約するための高関税を設定し、インド国内の工業資本を一定の範囲で保護かつ制限しつつ、イギリスからの輸入を保障する協定を結ばせた。⁽²⁰⁾イギリス政府の財源を大きく割いてまでインド軍の拡充・近代化を進めようとはしなかつたが、第一次大戦中の重要な「兵器廠」であったインドは、依然としてイギリスにとって軍事的な要であることに変わりはなかつた。⁽²¹⁾ただ、戦間期の大英帝国においては、領土的な拡大よりも現状の維持、戦争よりも平和、対外政策に対する支出よりも国内の雇用・不況克服に関心が向けられていた

のである。

支配の「再編」を決めた第一の要素が植民地国家の利益である。インド政府の追求する国家利益は、イギリスの帝國利益と対立する側面を持ち、インド社会の諸利益と一致する側面をも備えていた。植民地政府は、その財政支出において本国政府に負担をかけないという原則に立っており、政府支出が増加するならば、これを植民地内で解決しなければならなかつた。政府の支出をなるべく押えるためには、インドの防衛範囲を超える軍事費を切り詰めることができあつた。財政上の負担をますます重くるイギリス人官僚の採用ではなく、給与の低い優秀なインド人官僚を採用するほうが賢明であるとされた。政府収入を増やすには第一の税品目である関稅收入を増加させることが最も確実な方法で、そのためには他の国々からの輸入品はもちろん、イギリスからの輸入品にもより高い税をかけることが要請された。また、毎年インド政府が本国に対し公債利子などの項目で支払つている「本国債務 (Home Charge)」といわれる支出を切り下げる、ロンドンで起債した政府の債務を軽くするためにも、pond 对するルピーの平価を引き上げる必要があつた。⁽²²⁾第一次大戦によってインドにおけるある程度の工業育成が必要だと判断された結果、インドの鉄鋼・砂糖などの製造業部門に対する「保護」政策さえ論じられたのである。⁽²³⁾

支配体制の変革を促した第三の要素は、インダの「国民的」エリートが「帝国権益 (imperial interest)」に対抗して主張した、「國益 (national interest)」あるいは「インダの利益」であった。これは、英領インダを対象とする国家的枠組みを前提としている「利益」である以上、植民地国家の擁護する利益とも、またひとつの政府の下にある「インダ」という市場を念頭に置く「民族ブルジョワジー」のめざす利益とも重なる側面を持つていた。一九二〇年代の會議派のスワラージ党議員が最も強く反対したのが、帝国の軍事目的を果すためにインド政府予算から軍事費が

支出されることであった。政府機構の「インド人化」は、教育を受けたインド人の都市エリートにとっての実利でもあり、軍隊の「インド人化」は、インド人の指揮する軍隊によって自国を防衛するというナショナリズムによって正当化された。彼らとともに、ボンベイやアーメダバードの綿工業を基盤とする資本家は、イギリスからの輸入綿布に對する関税の引き上げに積極的であった。⁽²⁴⁾しかし、いくつかの政策の共通性にもかかわらず、植民地の地位にあり、イギリス人の官僚によって支配されているという事実は歴然としており、政治権力の配分については言うまでもなく、経済政策の上でも植民地国家の求める利益とナショナリストおよびインドの工業資本の求める利益の間には相克があった。たとえば、インド政府が、インドのナショナリストと資本家の反対を押し切つてルピーの引き上げを行った例に見られるように、インドの工業発展、インドの「国民経済」の成長自体が植民地政府の目的ではなかった。インド政府の政策は、最終的にはイギリス政府の許す範囲内で、イギリス人の統治を持続するために採られた処置であった。インド人のエリートに対する政治的な配慮が払われたとすれば、それは何よりも政府の統治負担を減らすために必要だつた場合に限られたのである。

インドに対する國家統治のあり方に影響を与える、以上のような三つの要素が絡みあつた戦間期、統治者イギリスは、インドのナショナリスト、その中心的組織の国民会議派を次のように捉えていた。会議派は、政府の暴力的転覆さえ企てる左の活動的な共産主義・社会主義者グループから右の保守的な政治家までを含んだ組織であり、統治に有利な方向に操作するためには、抑圧政策と懷柔政策を使い分けながら会議派右派の立場を強め、左派を押えることが必要であり、また可能であるとしていた。「急進派 (the extremists)」から区別された親政府勢力——大地主、新興ブルジョワジー、ムスリムを先頭とするマイノリティのエリート、会議派から脱退した政府寄りの自由主義的な政治

家、および会議派のメンバーではあるが議会や参事會を通じて政治權力に參画しようとする「穏健派 (the moderates)」——を体制内に取り込む政策」⁽²⁵⁾ そが、懷柔 (conciliatory) 政策であった。

逆に、イギリスの統治を支える政治・社会構造の根本を揺るがそうとする運動は、ナショナリズム運動であれ、社会主義・共産主義運動であれ、労働運動であれ、農民運動であれ、「法と秩序」を乱すものとして政府に厳しく抑圧された。ことに急進的に左傾化した都市「ミドル・クラス」の若い知識人階級と、一部の工業地帯で組織化された労働運動とに対しては、厳しい取り締まりが行なわれた。インド内での治安対策のみならず、ロシア革命後におけるイギリス国内の共産主義弾圧も反映した政策だつた。⁽²⁶⁾ 地主層、資本家層、そして現存の社会経済体制の転覆までは考えていない穏健な会議派のナショナリストも、極左の暴力的運動に対する政府の取り締まりに関しては賛成する者が多かつた。インドでは共産主義の浸透を防止する政策が、すでに大恐慌以前に用意されていたのである。

このようにインド政府は、インドのナショナリズム運動に対し、形式的には将来の自治を約束しつゝ、反政府運動については「憲政」そのものを脅かすものとして弾圧する政策を展開した。「懷柔」と「抑圧」の両面をもつ、「憲政主義」という統治スタイルは、イギリスの政党システムの変化、労働党・労働組合の政治指導者の登場によつても変わらず、宗主国保守的対応として根強く貫かれた。宗主国政府が「抑圧」のみならず「懷柔」による譲歩を常に用意しているように見えていたからこそ、インドのナショナリストは、大衆運動の高まりを迎えるながらも一方的にラディカルな政府転覆の方向に進まず、むしろ「憲政主義」に従つた「改革」をめざす保守的なナショナリスト・エリートがかなりの指導力を維持したのである。

また他方で、イギリス權力が政府を運営する上でとつた統治機構の「インド人化」は、多くの現地エリートを吸収

することに成功した。植民地支配の柱とされた官僚制の中に、あるいは裁判制度、教育制度、軍隊・警察組織の中に、資格試験によって選ばれるエリートが進出していった。非協力運動の際にも、こうした制度を否定して完全に運動に飛び込んだ人々は少なかった。植民地国家の機構形態は基本的に動搖させないまま統治権力をインド人に譲る、という自治・独立を可能にする、客観的な条件が準備されていたのである。⁽²⁷⁾

最後に、戦間期においては、帝国国家と植民地国家、およびそれらと植民地の政治エリートとの相互関係に大きな影響を及ぼす要因が、帝国の外に存在しなかつた点を指摘しておきたい。第一次大戦後、未だイギリスの帝国権力を倒してしまうほどの世界霸權を握る国家は登場しなかつた。ヨーロッパの帝国主義は不安定な安定状況を取り戻したのである。ロシア革命によって社会主義国家を作りあげたソ連も、自国の社会革命と国家建設のために「一国社会主義」への道をたどり、コミニテルンと各国共産党との結びつきにもかかわらず、イギリス権力に対する直接の脅威とはなっていなかつた。インド政府は、共産主義の浸透には警鐘を鳴らしても、伝統的なアフガニスタン防衛とは質的に異なる新しい防衛を必要とするようなロシアの軍事的な脅威はないと考えていた。⁽²⁸⁾

以上のような特徴をもつインドの戦間期の政治過程が、第二次大戦後の非植民地化過程の歴史的な出発点を用意したものである。

それでは、一九二〇年代から三〇年代前半にかけての運動の時代、以上のようなエリートによる政治の領域と、経済あるいは社会（「民衆」）の領域とはどのように交錯したであらうか。從来、インドのナショナリストやマルクス主義歴史学の研究の焦点となってきたのは、まさにこの問題であった。ナショナリズム運動はいかなる社会階層・階級基盤の上で展開されたのか、ナショナリズムには、どのようなイデオロギー的限界があつたのか、という論議である。⁽²⁹⁾

の点は、後の非植民地化過程を論じる上で重要な前提となる。植民地権力にとってかわる「国民」権力がいかなる歴史的・組織的性格を形成していたか。そして、それがどう宗主国に認識されていたかという問題に関わるからである。

まず第一に、コモンテルン時代からの最もオーソドックスな論点は、ナショナリスト勢力が民族ブルジョワジーを主体とした解放闘争を開拓したか否かという点である。これについては、第一次大戦前後に急速に成長したインドの産業資本家がどのような政治的立場をとったかという研究を通して、会議派という政治組織をブルジョワジーの利益を代表したものであると片づけてしまうのは無理だということ、常にナショナリストの側に立ったインド人資本家は少なく、むしろその時々の政治状況と利益に応じて、政府の側にも会議派の側にも彼らは加担していくことがわかつてきた。インドの産業・商業資本には、ペールシーとかマルワリーという特定のカーストを中心として成長したものが多かつたため、彼ら自身が全インドの「国民」を代表し、ナショナリズムを唱える社会的基盤を背景にしていなかった。ただし、帝国イギリスが押しつけてくる「自由貿易」政策はインドの産業資本の成長を阻む性格を持つていたから、インド人資本家はイギリスの政策を変えさせるために、インド内の資本と労働の関係や市場経済を甚だしく乱さない範囲内であれば、会議派の運動方針を受け入れたのである。もちろん、資本家や商人の中にも政治・イデオロギー的な意味で会議派、ことにガンディーの指導に従っていく者が出でてきた。そして、利益・イデオロギーの双方の動機から、彼らの多くが参加したのが、一九三〇年のボイコット運動であった。⁽³⁰⁾

むしろ、階級としていに位置するかはブルジョワジーほど明確でないが、「教育のある階級 (the educated class)」として育つた、「ミドル・クラス」と呼ばれる都市の住民、弁護士、教師、学生その他の専門職についた人が会議派の主な構成メンバーになつていつた。西欧的な教育、ことにイギリスの歴史と教養の修得をめざしたこの

「階級」の人々は、イギリスの価値観を学びつつ成長した。「法と秩序」、「憲政主義」の考え方も例外ではなかった。そして、もともと多く少數の富裕な階級の人々が組織した会議派は、後に大勢の「ミドル・クラス」を引きつけるようになる。そして、彼らの多くはムスリムではなくヒンドゥーであつた。⁽³¹⁾

第二の論点は、社会主義革命という視点に立つとき無視することのできない、労働運動あるいは農民運動は、ナショナリズムの運動とどのような関係にあつたかという点である。労働運動には会議派左派が関心を払つたが、一九一九年一二〇年、一九二八九年の労働運動は、会議派の非協力・非暴力不服従運動に先駆けて展開され、政府の厳しい弾圧にあつた。一九三四年の最も深刻な労働運動は、会議派の運動とは関係なく、共産党系の指導者を中心進められた。ガンディーを始めとして、会議派の指導者の多くは資本家と労働運動の間に立ち、調停をはかつて利益の宥和を説き、運動を鎮めることに力を注いだ。会議派がガンディー主義に基づいて、労働運動の中に安定的な指導力を發揮したアーメダバードは、一九二〇年代にインドの綿工業を柱として順調な成長を遂げた結果、労働者の賃金水準を上昇させることのできた地域であった事実は興味深い。⁽³²⁾ その反対に、会議派が把握しえない厳しい労使対立もあつたわけで、そうしたところでは共産党系の運動が伸びることになつた。

農民運動と会議派の距離は、労働運動と会議派のそれほど離れていなかつた。というのは、一九二〇年代より会議派のイデオロギー的な支柱となつた「ガンディー主義」は、インドの国民の土台は都市のエリートにではなく農村にこそあるとし、チャルカ（紬ぎ車）によって手で紡ぎ手で織つた綿布（カーディー）の生産・着用運動、その他農民の社会生活の改善運動などを通じて、限られた範囲とはいえ、農村に会議派の支持基盤を作つていつたからである。⁽³³⁾ 「ガンディー主義」が、都市の政党としての会議派と農村とをつなぐ機能を果したわけである。ガンディーの指導原

理は、基本的に階級間の分断と闘争といった命題を受け入れず、交渉・調停によって対立する利益を平和的に調和させることにあった。その結果、かなり根本的な改革を謳い、運動を加速させる教義となりながら、社会経済構造自体を大きく動搖させる危機状況に直面すると、逆に運動を停止し秩序の回復を図る一面を持つた。ともあれ、 Gandhi の指導が浸透したことにより、インドでは、社会主義あるいは共産主義の影響力が拡大する以前に、エリートを民衆と結びつかせるイデオロギーが定着したのである。⁽³⁴⁾

第三に、異なる宗教コミュニティ、あるいはエスニック・コミュニティに属す人々を有機的に結びつける政治イデオロギーが、戦間期の会議派によつては創造されなかつたという点を指摘でくるだろう。「インド」ナショナリズムを主張する政治的な動きがあれば、これに対抗する利益を持つ政治エリートは民衆から固有の政治的支持を徴達すべく、この「インド」ナショナリズムを分断するイデオロギーと政策を作りだすことになる。この場合、エリート間の政治対立は武力によるのではなく、インド統治法によつて定められた選挙制と議会制の枠内での対立となつた。ヒンドゥーとムスリムの具体的な個々の紛争は、特定の地域の歴史的・文化的・社会経済的に固有な「民衆の認識枠組」に準拠して展開された。しかし、限定的な地域を越えた政治権力を獲得しようとするエリートにとつては、こうした個々具体的な「コミュニケーション紛争」が、選挙・運動の両面から広範な「民衆の支持」を獲得する契機となる。紛争はますます「インド」のナショナリズムに対立する「コミュニケーションな」意味を付与されることになる。イギリス権力とごく一部の伝統的な支配層のみが国家の統治に関わって制度的な政治という領域を動かしていた時代とは、異なる状況が生まれていた。政治的コミュニケーションの範囲は拡大しながら、その制度的な組織化はまだ進んでいない時代であつたからこそ、個々のコミュニケーション紛争が重要性を持つた。だが、「分割統治」によつて支配するイギリス権力が厳然と存在

する限り、マイノリティのエリートにも一定の政治的立場が保障された。したがつて、彼らにとつては「民衆の支持」を組織してそれを誇示する、いふの必要性が相対的に低かつた。いふに戰間期の政治状況と第一次大戰勃發後の政治状況との決定的な相違がある。

第四に、會議派が代表したナショナリズムにはこれらの特徴と限界があつたが、最大の政党として議会制民主主義的な制度によつて民衆を組織化しつつあつた点は非常に重要である。非植民地化の過程で、独立前と独立後との政治体制の連續性を生む大きな要因となつたからである。ガンディーの登場と非協力運動の展開は、會議派の性格を大きく変え、一九二〇年末には新しい党の規約 (constitution) を採択した。それ以前の會議派は明確なプログラムを定めず、年次大会を開いて個々の政策について論議し、會議派としての意志を決議するだけのエリート集団であつた。しかし、大衆運動を動員し、新しい統治法の導入した選挙制のもとで有権者を確保する必要性が、會議派を変えた。

この規約では、「インドの民衆があらゆる正当な平和的方法を用いて自治を獲得すべし (the attainment of Swarajya by the people of India by all legitimate and peaceful means)」を目標に定め、そのための組織的な再編を行なつた。一體やうじよれば、會議派は国民政府となるべく、中央集権的かつ各地方に権力の基盤を備えた組織を作らうとしたのである。

最高の決定権限は年に一回あることは特別に開かれる會議派大会にあつた。これは大規模で起動力がないため、年四回定期的に開かれ「国会」的な位置づけにある全インド會議派委員會 (the All-India Congress Committee) が、大きな全国的問題に関する重要な決定権限を發揮した。全國委員会に代表を送るのが、會議派地方委員会 (the Provincial Congress Committee) である。いわば、植民地の行政管区としての州 (province) を対象地域として出発し

たが、よりまとまつた党的組織化を進めるため、一九二〇年の党規約では言語に応じた地方委員会の再編が企図され、一定の成果をあげた。州の下にある県 (district) の単位にも、地方委員会の下に置かれる組織として會議派県委員会が作られた。そして地方の町 (town)、県以下の準県 (sub-district)、それ以下の行政管区 (taluka or tehsil)、数村の単位 (firka)、會議派の党員が五人以上いる村へと會議派の下部組織が作られていった。大衆政党としての會議派は、新しい党員規定によつて飛躍的に成長した。十八歳以上で會議派の党としての目標と活動方針に賛同する者は誰でも党員になれたが、そのうち一年に四アナ、つまり四分の一ルピーの党費（一九二〇年のボンベイの製錬工場に勤める労働者の賃金は一ヶ月およそ三十ルピーであつた）を納めた者が會議派下部組織のメンバーになる資格を得た。そして、村々のレベルから県のレベル、そして地方委員会、全インド委員会、年次大会へと、代表 (delegates) が選ばれた。

そして日々の會議派の活動を指示する権力は、州レベルでは州委員会で選ばれた州議長以下数人の書記局、全インドのレベルでは、全国インド委員会で任命された、十五名の運営委員会（會議派議長とその書記局を含む the Congress Working Committee）によつて担われた。運営委員会は「内閣」に比べられたほど、集權的な権力をもつた機関である。會議派の党内民主主義は、いのうなほほ全国にまたがる議会制民主主義的組織と、ガンディー主義を柱とする運動によつて支えられていたのである。⁽³⁸⁾

こうした組織をつくつた會議派は、一九三五年統治法に基づいた一九三七年州選挙で大勝をおさめ、十一州のうち九州で議会の過半数あるいは第一党的地位を獲得した。そして、選挙後の戦略をめぐつて対立があつたものの、結局七州において會議派単独の州政権、二州において會議派と他の勢力とが連合した州政権が成立した。州における自治

の権限内で、会議派は植民地体制内の与党の立場に立つたのであつた。⁽³⁷⁾

ナショナリスト政党としての会議派の性格・政策は、イギリスによって設定された統治体制と深く関わりながら形成されていった。一九三四年に、ガンディー主義の影響の濃い会議派社会党が会議派の中に作られ、人民戦線戦術に転換したインド共産党はその社会党を通じて会議派に浸透をはからうとした。一九三〇年代後半は、会議派の指導による全国的な大衆運動が展開されなかつたが、対照的に、労働運動も農民運動も活発化していた。それに応じて会議派左派の力もかつてなく強まつた。一九三七年には、「社会主義」を唱えるネルーが会議派議長に選出されたのである。⁽³⁸⁾しかし、会議派の外に位置する左翼と会議派左派が連携し、「稳健派」を駆逐して会議派の主導権を握るという状況は生まれなかつた。ネルーはガンディーを媒介として「稳健派」との協力関係を断ち切らなかつたし、一九三九年に議長に選出された会議派左派の指導者S・チャンドラ・ボースは、ガンディーおよび右派の反対によってその地位を奪われ、会議派から追われてしまつた。⁽⁴⁰⁾こうして、会議派は労働運動・農民運動を促進する急進的な方向へとは向かわずに、「民衆」一般に対して呼びかけるポピュリスティックなナショナリスト政党として地歩を固める。選挙によつて選ばれた「民衆」の「代表」として、権力を担う立場に登つていつたのであつた。

各州会議派政府は、小作農・農民の負債問題を中心に、イギリス人に代わるインド人の行政を展開しようとしたが、すでに、会議派は「労働者のストライキ……を統御し、農民運動の高揚に対処しつつ、大切な財政収入である地税の徵収に努める、という目的のために……かつてイギリスが民族運動を抑圧するために用いて悪名高い方法を……そつくりそのまま用いて怪しまないといつた」方向に転じつた。⁽⁴¹⁾イギリス政府に許された限定的な範囲ではあつても、国家の支配機構の一部を確保した会議派は、制度的な選挙という方法によつて権力を把み、農村では大地主層、

都市では大資本家層といふ保守的な階層の支持を獲得していく。それは当然に、運動の政党としての性格を弱め、支配の政党としての性格を強めたのである。

1 イギリス政府の官僚機構の中で、英領インド（邦よどビルマ）は、一八五八年以來インド省（the India Office）の下に置かれていたが、他の植民地は植民地省（the Colonial Office）の管轄下にあつた。植民地化の過程が歴史的に異なつてゐたためもあるが、英領インドに関する政策と他の植民地に関する政策とは、組織上別々に施行されるしくみになつてゐた。正確に言えば、イギリス国王の直接統治する「英領インド（the British India）」は、条約によつてイギリスの庇護下にある藩王諸国と合わせて、「インド帝国」として存在した。イギリス国王がインド皇帝の称号を得たのである。したがつて、インド総督府の地位は他の植民地とは比べものにならないほど高く、英領インドは「植民地」とは呼ばれなかつた。

当然のことながら、政策の立案・審議・決定・施行などに関する史料も省庁ごとに分類・保管されている。植民地省とそゝぐから独立した自治領省の史料は、閣議録など他のほとんどの省庁の記録とともにイギリスの公文書館（the Public Record Office）に収められてゐるが、インド省関係は旧インド省を継いだインド省図書・文書館（the India Office Library and Record）に置かれてゐる。そつた事情もあるのか、從来、インドは大英帝国の支柱であり植民地行政の代表的なものと考えられるながら、インドを他の植民地や帝国全体の歴史過程と関連づけて分析した研究は少なかつたようと思われる。

圧倒的なイギリスの力の下で植民地化された側の社会が、地域ごとに分断された状況にあつたのは事実である。しかし、戦間期には次第にナショナリズム・社会主義・共産主義を普遍的なイデオロギーとする政治意識が各地で形成され始め、帝国内のさまざまな従属地域の相互に関連し類似した「植民地」問題が意識化されるに至る。そして、インドはその意味で「植民地」であったのである。

なお、一九三五年インド統治法によつて、從来インド帝国の一部を構成していたビルマが行政上分離された。それに応じて

所轄の官庁は、「イギリス領」かの「イギリス・アンド・ビルマ省 (the India and Burma Office)」と改称される。ただし本稿では、イギリス問題のみを扱いつぶやく、「貫して」「イギリス省」と呼称せらるべだ。

- 2 イギリスの時代を大きな視野から取り上げたものとしては、それむれ史観が異なるが、John Gallagher and Anil Seal, "Britain and India between the Wars," *Modern Asian Studies*, vol. 15 no. 3 (1981), pp. 387-414; Sarkar, Sumit, *Modern India 1885-1947* (Delhi, 1983), Chapter IV-VII; Chandra, Bipan, *Nationalism and Colonialism in Modern India* (New Delhi, 1979); Brown, Judith, *Modern India: The Origins of An Asian Democracy* (New Delhi, 1984), Chapter IV-V また邦訳されただく「シンガル＝ペニア『イギリス史』」(大内稔他訳、みやび書房、一九七五年) 第一五章以下、などある。

邦文文献としては、中村平治『現代イギリス政治史研究』(前掲)第一章・第二章、同氏による『翻訳ア現代史一』(山川出版社、一九七七年)、および山本達郎編『イギリス史』(山川出版社、一九六六年)がある。『イギリス史』第五章(松井透執筆)は、史料も研究も限られた時代の著作でありながら、戦間期のナンショナリズムと政府の政策の展開を非常に生き生きと捉えていれる。

- 3 以下、拙著「植民地国家における体制と危機——イングランド・ナショナリズムの位相、一九一六年—一九三五年——」、東京大学法学部助手論文(一九八三年)にて詳しく論じた。

以上では、戦間期のイングランドに対するイギリスの統治を、帝国権力による「支配」「抑圧」「榨取」と特徴づける前に、それがどのような性格を備えた政治体制のもとにあつたかを考える。資本主義的な近代世界に強制的に組み込まれた植民地において、國家の統治機構と近代的な政治のしくみがどのように導入され、どのように機能したかを焦点とする。これを、植民地国家、植民地政治体制と呼ぶことにする(本稿、七八一七九頁、註2参照)。元来、国家には対外的な独立と対内的な政治権力の統一という二つの主権的機能があると論じられてきたが、宗主国に從属する植民地国家においては前者が否定され、後者の面での国家権力のみが基礎づけられたと考える。そうした歴史的なステップを踏んでいき、「帝国諸列強によって区分けされた意

味のない国境線」をもとと、独立の主権を持つ国家群が生まれてきたのである。宗主国は統治の必要から西歐的な法制度の体系をもたらし、その上に土着の反帝国主義勢力が全般的な政治的連携を作り、次第に「意味のない境界線」に囲まれていた植民地に一つの政治体制が定着し始める。そして、「抑圧的支配」によって歴史的に機能した植民地の政治体制は、矛盾をはらみながらも、独立後の国民国家の政治制度に重い遺産を残すことになったのである。

4 ヤンタギー一直画立へこてば、Philips, C. H., *The Evolution of India and Pakistan 1858-1947* (Oxford, 1962), pp. 264-5.

5 *Indian Constitutional Reforms* (London, 1918), Cd. 9109; "The Government of India Act," with rule and notification thereunder and index (Calcutta, 1924); Robb, P. G., *The Government of India and Reform: Policies towards Politics and the Constitution, 1916-1921* (London, 1976) 総説。

6 *Ibid.*; Kindle, J. E., *The Round Table Movement and Imperial Union* (Toronto, 1975); Turner, John, *Lloyd George's Secretariat* (Cambridge, 1980), pp. 12-13, 133 ff. 総説。文中、前掲論文「兼一章第一節「一九一九年イギリス統治法の制定」」。

略記

7 前掲論文「第一章第三節「運動の議論」」など、Brown, Judith, *Gandhi's Rise to Power: Indian Politics 1915-1922* (Cambridge, 1972), Chapter 8 & 9; Gordon, Richard, "Non-Cooperation and Council Entry 1919 to 1920," John Gallagher, et. al., *Locality, Province and Nation: Essays on Indian Politics 1870 to 1940* (Cambridge U. P., 1973), pp. 123-153 など参照。

8 竹中、前掲論文「第一章第四節「議会内木井義久による懸念と限界」」。

9 サーパー・委員会の「ネル・レポート」によれば、Bakshi, S. R., *Simon Commission and Indian Nationalism* (New Delhi, 1976)、ネル・報知だ、The Commission appointed by the All Parties' Conference, *The Nehru Report: An Anti-Separatist Manifest* (New Delhi, reprinted, 1975) [first ed. published in 1928] 総説。

全議派はラディカルなグループから保守的なグループに至る幅広い政治連合の組織であったが、Purna Swaraj 議會は、帝國からの完全な独立（Complete Independence）と共和政（Republic）を主張する前者と、帝國內でも、「自治領的な地位」を獲得しようとする後者の間の妥協の産物であった。

10 竹中、前掲論文、第二章「体制的危機の発端と展開」一九一七年—一九二八年」第一節「危機の誘因——ヘギリバ」、第三章「体制的危機の昇進と收拾」一九一九年—一九三〇年」第一節「一九二九年、運動の準備」。

11 Moore, R. J., *Crisis of Indian Unity 1917-1940* (Oxford, 1974), pp. 71-94. ハーヴィン・ロウ著「India in 1929-1930 (Calcutta, 1931), Appendix ii, pp. 466-468.

12 Brown, Judith, *Gandhi and Civil Disobedience: The Mahatma in Indian Politics, 1928-1934* (Cambridge, 1977), pp. 59-80.

13 *Ibid.*, Chapter 3. 竹中、前掲論文、第三章第三節「一九三〇年、非暴力不服従運動」地域的な市民不服従運動の展開は、竹中は多くの著作があるが、ハーヴィン・ロウはそれをまとめたものがおこへて集めだ、Low, A. D., ed., *Congress and the Raj* (New Delhi, 1979) を参考してある。

14 Brown, Judith, *op. cit.*, pp. 153-241. 社会経済構造と民衆運動に対する大きな視角からの時期を興味深く分析したのが、サルカール、サミット、"The Logic of Gandhian Nationalism: Civil Disobedience and the Gandhi-Irwin Pact, 1930-31," *Indian Historical Review*, vol. III no. 1 (July 1976), pp. 114-146.

15 Moore, R. J., *op. cit.*, Chapter 5. 竹中、前掲論文、第三章第三節「一九三一年、交渉と運動の休止」、*Indian Round Table Conference, 7 September-1 December 1931, Proceedings* (London, 1932), Cmd. 3997.

16 Moore, R. J., *op. cit.*, Chapter 6; *Proposals for Indian Constitutional Reform* (London, 1933), Cmd. 4298.

17 "Extracts from the Government of India Act," in M. Gwyer and A. Appadorai, eds., *Speeches and Documents on the*

Indian Constitution 1927-47, vol. 1 (Oxford, 1957), pp. 323-376.

18 K. Middlemas and J. Barnes, *Baldwin: A Biography* (London, 1969), pp. 715-717.

19 Cf. Dewey, Clive J., "The End of Imperialism of Free Trade: Eclipse of Lancashire Lobby and Concession of Fiscal Autonomy," in C. J. Dewey and A. G. Hopkins, eds., *The Imperial Impact: Studies in the Economic History of Africa and India* (London, 1978) pp. 35-67.

20 Marcovitz, Claude, *Indian Business and Nationalist Politics from 1931 to 1939* (Cambridge, 1985); Chatterji, Busud ev, "Business and Politics in the 1930s: Lancashire and Making of the Indo-British Trade Agreement, 1939," *Modern Asian Studies*, vol. 15 no. 3 (1981), pp. 527-573; Adarkar, B. N., "The Ottawa Pact," in R. Mukerjee, ed., *Economic Relations of Modern India*, vol. 1 (London, 1941), pp. 378-95; Wagle, D.M., "Imperial Preference and the Indian Steel Industry, 1924-1939," *Economic History Review*, vol. xxxiv no. 1 (1981), pp. 121-131. スルタナムの貿易保護主義

21 Bond, Brian, *British Military Policy between the Two World Wars*, Chapter 4. スルタナムの軍事政策

22 Tomlinson, B. R., *The Political Economy of the Raj 1914-1947: The Economics of Decolonization in India* (London, 1979), Chapter 3. スルタナムの政治経済

23 Report on Indian Constitutional Reforms, pp. 114-115; Report of the Indian Fiscal Commission 1921-22 (Simla, 1922); Indian Tariff Board, *Cotton Textile Enquiry 1927*, vol. I-IV (Calcutta, 1927). スルタナムの財政委員会報告書

24 「土布機織業」 帳 | 帳表回施。

25 「スルタナム」 Memorandum by the Secretary of State for India on the Political Situation in India (23 January 1929), C. P. 12 (29), CAB 24/201, the Cabinet Papers 1920-1947. スルタナムの政治状況についての内閣記録

26 共産党は「スルタナムの『現代史』 第二章が誰に？」。Cf. Banaji, Jairus, "The Comintern and Indian

「機械化」 / 6 教科書

- Nationalism," in Pankkar, K. N., ed., *National and Left Movement in India* (New Delhi, 1980), pp. 213-265.
- 27 植民統治の「アーリー人化」によってもたらされた結果がこれ。¹¹¹
- Misra, B. B., *The Bureaucracy in India: An Historical Analysis of Development up to 1947* (New Delhi, 1977)
- 結果として、このように、参謀のたる、ナショナル主義を掲げて行動する。
- Bond, Brian, *op.cit.*, p. 84.
- 28
- 29 Smith, Tony, "Decolonization," *The Pattern of Imperialism*, pp. 110-132; Kahler, Miles, "Political Regime and Economic Actors: The Response of Firms to the End of Colonial Rule," *World Politics*, vol. 33 no. 3 (April 1981), p. 387.
- ノルマドは植民統治下で、民族主義者が開拓した政治的動向を理解し、これが"probable political future"として認識の機能を發揮している。
- 30 Kannangara, A. P., "Indian Millowners and Indian Nationalism before 1914," *Past and Present*, vol. 40 (1968), pp. 147-164; Gordon, A. D. D., *Business and Politics: Rising Nationalism and a Modernising Economy in Bombay, 1918-1933* (Delhi, 1978); Bhattacharyya, Sabyasachi, "Cotton

表 1. Europeans and Indians in the Indian Civil Service

	1 July 1922			1 January 1942			Total
	Europeans	Indians	Total	Europeans	Indians		
Madras	151	30	181	81	109		191*
Bombay	143	24	167	65	87		152
Bengal	157	37	194	93	113		207*
United Provinces	192	37	229	104	108		212
Punjab	155	22	177	100	76		176
Bihar & Orissa	101	21	122	60	68		128
Central Provinces**	81	23	104	46	47		94*
Assam	46	5	51	24	17		41
	1,026	199	1,225	573	625		1,201
	(83.8%)	(16.2%)	(100.0%)	(47.7%)	(52.0%)		(100.0%)

* この印のついた数字は、European と Indian のどちらにも分類できなかったものを含む。

** Central Provinces は、1935年インド統治法で Central Provinces & Berar とされた。

出典 : Misra, B. B., *The Bureaucracy in India*, p. 235, 296 の表より作成。

Mills and Spinning Wheels: Swadeshi in the Non-Cooperation Era," *Economic Political Weekly*, vol. xi no. 47 (1976), pp. 1828-34; Bhattacharyya, Sabyasachi, "Capital and Labour in Bombay City 1928-1929," *Economic Political Weekly*, vol. xvi no. 42 (1981), pp. PE 36-44; Kochanek, S. A., *Business and Politics in India* (California, 1974) トウシテル。華麗なる
本隊監察の形態としてトビタリ。Ray, R. K., *Industrialization in India: Growth and Conflict in the Corporate Private Sector 1914-1947* (Delhi, 1979) トウシテル。

31 トビタリ。『「ミドル・セクター」の歴史的形成』 Misra, B. B., *The Indian Middle Classes: Their Growth in Modern Times* (New Delhi, 1961)。監察のアドバイザリ。Sarkar, Sumit, *Popular Movements and Middle Class Leadership in the Late Colonial India: Perspectives and Problems of a History from Below* (Calcutta, 1983)。

32 「労働運動とその歴史」 Brown, Judith, *Gandhi's Rise to Power*, pp. 111-122. トビタリ。『労働運動とその歴史』 (1977年) トビタリ。監察分析学の根柢となる。口一トビタリ。田中正義著『労働運動とその歴史』 (1977年) トビタリ。

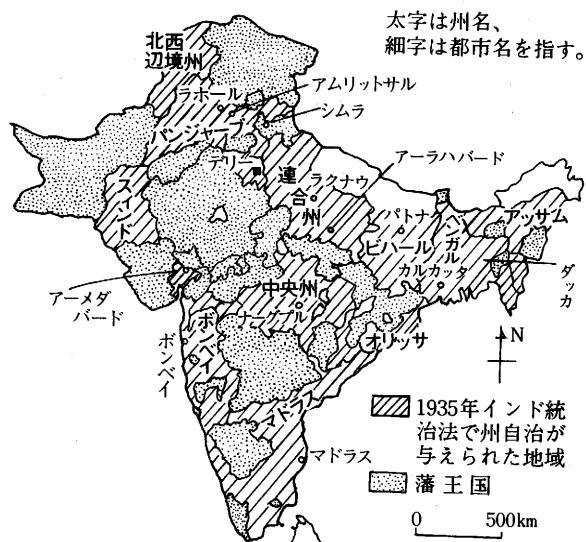
労働運動とその歴史 Sen, Sukomal, *Working Class of India: History of Emergence and Movement 1830-1970* (Calcutta, 1977); Chanda Varkar, Rajinarayan, "Workers' Politics and the Mill Districts in Bombay between the Wars," *Modern Asian Studies*, vol. 15 no. 3 (1981), pp. 603-648; Newman, R., *Workers and Unionists in Bombay 1918-1929* (Canberra, 1981).

33 Dhanagare, D.N., *Agarian Movements and Gandhian Politics* (Agra, 1975); Hardiman, David, *Peasant Nationalism in Gujarat: Kaira District 1917-1934* (Delhi, 1980); Pandey, Gyan, "Peasant Revolt and Indian Nationalism: The Peasant Movement in Awadh, 1919-1922," in *Subaltern Studies I* (New Delhi, 1982), pp. 143-197; Amin, Shahid, "Gandhi as Mahatma: Gorakhpur District, Eastern UP, 1921-2," in *Subaltern Studies III* (New Delhi, 1984), pp. 1-61; Kumar, Kapil,

- 34 「カーナー・チャッタリヤーとガンドヒーの評議」 Chatterjee, Partha, "Gandhi and the Critique of Civil Society," in *Subaltern Studies III* (New Delhi, 1984), pp. 153-198; Roy, Ramashray, *Self and Society: A Study in Gandhian Thought* (New Delhi, 1985); B. R. Nanda, *Gandhi and His Critics* (New Delhi, 1985) 等。
- 35 「ヒンズー・ムスリムの問題」は、非暴力難題の問題である。アベニアの動かね取らぬの政治に見えていたが、ムシル・ハサン, Mushirul, *Nationalism and Communal Politics in India* (New Delhi, 1979); Hasan, Mushirul, ed., *Communal and Pan-Islamic Trends in Colonial India* (New Delhi, 1981); Robinson, Francis, *Separatism among Indian Muslims: The Politics of the United Provinces' Muslims 1880-1923* (Cambridge, 1974); Page, David, *Prelude to Partition: The Indian Muslims and the Imperial System of Control 1920-1932* (New Delhi, 1982); Pandey, Gyanendra, *The Ascendancy of the Congress in Uttar Pradesh 1926-34: A Study in Imperfect Mobilization* (New Delhi, 1978), Chapter 5.
- 36 「ヒンズー・ムスリムの問題」は、中央政府の構成員には満たないが、全議派が第一党的地位を占めて全議派主導の政府を形成した。たゞ、当時の地図は英領インド、その中の州、全議派の勝利した地域を示すため、次頁の図一を掲げておこう。
- 37 カーナー・チャッタリヤー・連合州・中央州・ラージャー・ムンサルの各州で全議派が過半数を獲得して州内閣を構成した。カーナー・チャッタリヤー・北西辺境州では過半数には満たないが、全議派が第一党的地位を占めて全議派主導の政府を形成した。たゞ、当時の地図は英領インド、その中の州、全議派の勝利した地域を示すため、次頁の図一を掲げておこう。

- 38 Sarkar, Summit, *Modern India*, pp. 370-372.
- 39 Cf. Chandra, Bipan, "Jawaharlal Nehru and the Capitalist Class 1936," in *Nationalism and Colonialism*, pp. 171-203.
- 40 Tomlinson, B. R., *The Indian National Congress and the Rai, 1929-1942: The Penultimate Phase* (London, 1976), pp. 123-136.
- 41 日本達郎編『マニラ史』第五章、四四一一一四頁。
- 42 戦間期に資本家や大地主層の中には、それぞれ自らの利益と地位を守るために政治的な組織をつくらしめた動きもあったが、結局成功しなかった。なお、戦間期のインディネーション社会経済構造の動向を総体的に捉えた著作は、Moore Jr., Barrington, *Social Origins of Dictatorship and Democracy*, Chapter VI; Frankel, Francine R., *India's Political Economy 1947-1977: The Gradual Revolution* (Princeton, 1978), Chapter 2.

図1. 1937年 英領インド



三、イギリスと非植民地化——第二次大戦——

第二次大戦は、イギリスを含めて、ヨーロッパの帝国主義秩序を突き崩す大きな転換点となつた。「大戦の終了とともに過去三百年にわたつて続いたヨーロッパを中心とする世界秩序にも終焉が訪れた。それに代わつて登場したのは、米国を中心とする国際秩序『パクス・アメリカーナ』であつた。」⁽¹⁾ 戦後、国際政治経済のさまざまな領域では、ヘゲモニーの交替を告げる現象が展開した。アメリカを中心とする世界貿易・金融体制の確立、対ソ・反共包囲網として構築される「安全保障体制」、共産主義へのイデオロギー的対抗と親米・反米ブロックの政治的編成、そして文化・知識の領域におけるアメリカ主導の科学発展と開発の思想・生活様式の浸透——これらは、世界におけるアメリカの圧倒的優位を証明していった。その戦後世界で、あらゆる地域・民族について普遍的とされた価値は、自由と平等、民主主義・民族自決と経済社会生活の向上、そして国際平和であつた。国連憲章がそれを体現しており、ヘゲモニーを握るアメリカも、アメリカを追うソ連も、ともにヨーロッパの帝国主義を否定する理念と政策にコミットしていた。

戦争に敗北した枢軸国側の植民地は、連合軍の占領と戦後処理によって「解放」されるに至つたが、新しい秩序が形成されていく時期にもかかわらず、連合国として勝利した側の帝国は大戦後再興した。そのため、戦後の非植民地化の問題は、戦勝国となつたイギリス、フランス、オランダ、ベルギーなどの国々に生じたのである。なかでもイギリスは、ヨーロッパの「民主主義」を守るためにドイツと戦い、アジアにおけるヨーロッパの諸帝国を守るために日

本と戦つて、自國も含めて、帝國全体の資源と人力を多大に消費した上、アメリカ・ソ連と連合してやつと勝利を手にした。そして、イギリスが勝利ともに抱えなければならなかつたのは、勝利の代償を払うこと、つまり疲弊した自國および帝国の再建にいかに対処していくかという課題を背負うことであつた。

以上のような大戦後の動きに向けて、イギリスの帝国政策には大戦中、いかなる展開が見られたのであらうか。

(一) 開戦と植民地政策

一九三九年九月、ポーランドで始まつた戦争は、ドイツの電撃戦によつてたちまちヨーロッパ全土を戦場に変えた。ヒットラーからフランスを守り切れず、ダンケルクから撤退したイギリスは、ドイツ空軍による集中的な本土攻撃を受け、その後、中東・北アフリカにおけるイギリス・フランスの統治地域が次々とドイツの手に落ちてゆくのを防ぐ力を持たなかつた。ヒットラーに宥和政策を取りながら、結局戦争を回避できず、有効に反撃する体制を作れなかつたチエンバレン内閣は責任をとつて辞職し、一九四〇年五月、保守党チャーチルを首班とする労働党・自由党との挙国一致内閣が成立した。二度目の総力戦の勃発によつて、イギリスは再び帝國全体を戦争に巻き込まざるをえなくなつり、それは、イギリスの帝国政策に変更を与えずにはおかなかつたのである。⁽²⁾

その要因は三つ挙げられるだらう。第一の要因は、帝國各地における政治的な変動である。第二は、イギリス国内の政府・政党の反応、第三は、帝国外部の勢力、ことにイギリスと戦い帝國領土への進出を図ろうとした敵国ドイツ・イタリア・日本と、逆に、同盟国としてイギリスの命運を左右する力を持つたアメリカである。時期を区分すれば、一九四二年が分水嶺となるだらう。一九三九年から一九四〇年末までは、基本的に「ヨーロッパの戦争」であつ

て、イギリスが戦争を遂行するために行う帝国經營は第一と第二の要因から決められたといえる。しかし一九四一年後半に入ると、戦争はますますヨーロッパの外でも深刻化し、ヨーロッパに接する中東や北アフリカのみならず、日本本の宣戦でアジアにも战火が拡がつて、大英帝国の領土は空前の危機に曝された。この時、大西洋憲章を掲げてアメリカがイギリス側に立つて参戦したことは、歴史的に大きな影響を及ぼした。つまり、この戦時の危機に際し、イギリス政府は、帝国政策に関して、以前に経験したことのないほど外部からの圧力を受けた。そこで、先の三つ要因が共鳴しあつて、植民地に対する処遇を変更させる事態が生まれたのである。まず、第二次大戦の前半の動きを見ていこう。

開戦時に、自治領諸国や植民地に動員をかけることが前の大戦よりはるかに難しくなつていた状況は、先に述べた通りである。「ヨーロッパの戦争」になぜイギリス以外の地域が参加しなければならないか——この問い合わせに対して、イギリスは必ずしも有効な答えを持ち合わせていなかつた。経済的にも軍事的にも、イギリスと帝国を通して結びつくことのメリットはそれほど明らかではなかつた。一九三〇年代、戦争の危険が高まるにつれて、イギリスの帝国利益と自治領諸国の「國益」の間のディレンマは、ますます深まつた。アジア・太平洋においては日本がオーストラリアに対する「北の脅威」となつていたし、ヨーロッパ・地中海地域では、ドイツ・イタリアの侵攻を止められない国際連盟は、完全に無力であることを証明していた。アメリカも加わらず枢軸国側が抜けた連盟は、戦争の勃発を防ぐどころか、「加盟していること自体が、戦争に巻き込まれる現実の危険を招く」ものである（カナダのマッケンジー首相の言）——これが、自治領諸国の状況認識であつた。一九三七年の帝国会議では、ヨーロッパの戦争が始まつても、自治領諸国は参戦するかどうかの決定権を保留するという方向に意見がまとまつた。すなわち、一旦戦争が起き

ても、コモンウェルス全体としては、連盟という死んだも同然の組織には義務を負わない、と決めたのである。それは、自治領諸国がイギリスと当然に運命をともにするとは限らないという意志の表明であった。そして、ヨーロッパの戦争を回避するために、これらの国々は Chernobyl の対独宥和政策に支持を送ったのであった。⁽³⁾ したがって、実際に戦争の火蓋が切られると、カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・南アフリカ・アイルランドはどう対処するかが注目された。しかし、結局、アイルランドが中立の立場を選択した以外は、各国とも開戦から数日のうちに議会の決議にそつて、イギリスとともに戦うと宣言した。

イギリスおよびイギリス王室との心理的結びつきが強い上に、政治的に自律性を獲得し、すでに参戦決定権まで保持している自治領諸国に比して、植民地ではより複雑な反発が予想された。イギリスの参戦によって有無を言わせずに、ヨーロッパ諸帝国間の戦争に巻き込まれるのが従属地域であった。「ヨーロッパの戦争」に、しかも、そこに限つて存在を許されている「民主主義」を守る戦争に、なぜ、ヨーロッパにも属さず、イギリスによって非民主主義的な支配を受けている地域が動員されるのか。ことに、ナショナリズムの歴史の長いインドにおいては、この矛盾が深刻に受けとめられ、会議派が戦争への協力を拒否したのであった。しかし、インドに限らず、他の従属地域においても、こうした参戦批判が現われる気運がある、とイギリス政府に感じられるようになっていた。

帝国各地からロンドンに向けられる批判の矛先をかわし、ドイツ側との情報戦に耐えるため、イギリス政府は、戦争が始まるとまもなく情報省を設置した。一九四〇年初めに、すでに、学術関係者や専門官僚を集めて、戦争を鼓舞する宣伝活動が開始された。植民地における活動は最も力を入れられた部門である。⁽⁴⁾

こうした処置とともに、帝国秩序がイギリスのみの利益を追求したものではなく、かえつてイギリス国民の払った

税金が植民地へも投入されるのだとこういふことを証明すべく、チャーチル戦時内閣は、植民地の開発や福祉の向上を目的とした植民地開発福祉法 (The Colonial Development and Welfare Act) を制定した。一九四〇年のことである。イギリスが植民地開発に、毎年五〇〇万ポンドの援助、五〇万ポンドの研究経費を支出する計画を立てた。その背景には、第一次大戦以後、急激な資本主義經濟の浸透を被つた地域では、激しい社会変動のために植民地行政そのものが動搖し、何らかの対処を迫られているという客観的条件があつたわけだが、直接的には、ともかくこの政策を公に宣伝することに戦争を正当化する必要があると考えられたのである。もつとも、実際には、イギリスは大戦に全力を傾けざるをえず、植民地開発に本格的な資本投下を行う余力はなく、この法律の実施はほとんど為されなかつた。⁽⁵⁾

イギリス国内では、政府の積極的な戦争宣伝の裏で、マス・メディアや労働党の一部から帝国政策に対する批判が湧き起つていていた。労働党の中でもとに植民地問題に深い関心を懷く政治家の活動も活発になつた。そして、一九四〇年には、フェビアン植民地局 (the Fabian Colonial Bureau) がフェビアン協会の組織として設立された。労働党関係の人々を集め、植民地省、王立帝国協会、植民地人民連盟、西アフリカ学生連合、反奴隸協会など多方面との接触をはかり、「植民地の進歩的団体との関係を深める」とを目的とした機関である。「帝国 (Empire)」という定期刊行物の発行や個々の植民地の現状分析・政策に関する報告書の出版を手がけ、次第に植民地問題について労働党的シンクタンクとしての役割を担うようになる。ただし、フェビアニズムの流れの上にあつたから、政策の修正を求める穏健なグループであった。⁽⁶⁾

ともあれ、一応植民地に対して政府のとつた処置は成功したと受けとめられ、一九四一年末までは、植民地問題は多少くすぶつていた程度で、戦争遂行上の重大な支障と考えられるには至らなかつた。

ここで、この時期のインドについて少し詳しく見ておこう。インドでは、開戦当初から、将来の独立に関する政治対立が表面化し、決着のつかないまま拘泥状況を続けていた。一九三九年九月三日、イギリスが宣戦布告すると、ただちにインド総督も、インドの対独参戦を発布した。⁽⁷⁾第一次大戦後、著しく政治的影響力を拡大してきたナショナリストが、インド人自身の自決権、しかも戦争への参加という重要な国民の命運をかけた行為に関する自決権をあからさまに踏みにじられたことに憤ったのは当然であった。これが、その後五年間のイギリスとインドのナショナリストの間の紛争の引き金となる。

九月十四日の会議派運営委員会では、従来繰り返し表明してきたように、インドの参戦はインド人の決定によるべきだとし、以下のようないくつかの条件でのみイギリスとともに戦う用意があると決議した。インドの資源が帝国主義的な目的のために費消されなければならない。「もしも戦争が現状維持のための、すなわち帝国の保有する領土、植民地、既得権益と特権を守るためのものならば、インドはそれに手を貸すことはできない。しかし、民主主義と民主主義に基づく世界秩序が問題だとすれば、インドもまた非常に強く関心を持つていてる。」インドに自決を許し、インド人自らが憲法を定める権利を認めるならば、戦争に立ち上がる用意があると宣言したのであった。⁽⁸⁾先に述べたように、会議派は多くの州の政権を担うに至っていたから、会議派が戦争協力を拒否することは、単に野にある反体制勢力が協力しないというのとは全く意味が違い、少なくとも限定的な範囲ではインド人のマジョリティを握る政権党が戦争遂行を拒否したという重大さをもつていた。

イギリスのチエンバレン内閣はヨーロッパにおける宥和政策の推進者であったが、対独宥和の失敗後、インドのナショナリストに対しても「宥和」を行う意志は持たなかつた。そうしたイギリス政府の意志を反映し、会議派の決定に

対して、総督はようやく十月十七日、ほとんど会議派の要求に応えることなく、戦時中の協力を求める声明を公表した。一九三五年統治法を再検討するため、マイノリティの保護という原則にそつて、インドの諸団体・各コミニティ・藩王諸国の代表と協議する。だが、戦争中は、総督の下にインド人の諮問機関を設けるにとどめる、という内容であつた。⁽⁹⁾ インド省大臣ゼットランド卿は総督とガンディーが話し合つて短期的な協力体制を作ることを望んだが、閣内ではハリファックス卿（依然、インド総督を勤めたアーウィン）やS・ホーアを除いて、チャーチルはもちろん、サイモンも、そしてチエンバレンでさえも、この時点でイギリスのインド支配の将来に決定的な影響を及ぼす政治的譲歩はしないという政策に傾いていた。⁽¹⁰⁾

もともとイギリス権力の庇護下にある藩王諸国、そしてムスリム住民の多いパンジャーブ・スindh・ベンガルといつた諸州の非会議派州政権は、イギリスに対する戦争協力を申し出していた。これらムスリム住民の多い州においては、一九三七年の選挙で、ムスリムを主体とする地域政党に会議派が勝利できなかつたところである。また、一九三八年以來、はつきりと「パキスタン」建設をスローガンに掲げたムスリム連盟は、どの州でも政権を取る力を持たない状況にありながら、連盟のみがインドのムスリムを代表する政党であるという主張に基づいて、次のような条件をつけて戦争協力を認めた。すなわち、将来の政治体制においては、マジョリティの支配を招く連邦制の憲法ではなく、ヒンドゥーがマジョリティを占める諸州におけるムスリムの権利を「保障」する憲法を制定し、憲法改革は必ず連盟の同意を得て行われる、という条件であつた。⁽¹¹⁾

一九三九年十一月には、会議派は州閣僚の総辞職を敢行し、翌四〇年三月には、あらゆる戦争協力を拒否し、直ちに独立インドの憲法制定会議を召集するよう要求し、ガンディーを指導者とする非暴力不服従運動の方針を決めた。⁽¹²⁾

しかし、会議派は、速やかにこの不服従運動に着手したわけではなく、再び夏には運動の計画を取り止め、交渉によって政府から何らかの譲歩が引き出せるかどうか打診するかのように、ほぼ前年九月と同じ要求を決議し公表した。⁽¹³⁾

一九四〇年に入るとドイツの迅速な攻撃によつてフランスが落ち、イギリスは苦しい戦況に対応するために会議派に譲歩する可能性を再考せざるをえなくなった。チャーチル戦時内閣のインド省大臣に任命されたエイマリーは、クリップスとも接触し、インドの政治代表と総督との間の交渉によつて戦時体制を作るという案を蒸し返そとした。しかし、チャーチル首相は厳格にこれを退け、リンリスゴー総督が「八月提案」を発表するに至る。「提案」は、前年のものと比べてほとんど前進のない内容で、戦時中の一時的措置として総督の行政参事会にインド人代表を加え、藩王国を含むインド側の代表から成る戦時諮問会議 (the War Advisory Council) を設置するという解答を示すにとどまつた。⁽¹⁴⁾ そして他方では、あくまでも会議派の要求と運動を抑圧する政策として、革命運動取り締まり令 (The Revolutionary Movements Ordinance) を発効させ、会議派を「革命的」組織として非合法化し、指導者をすべて検挙する準備を敷いたのであった。⁽¹⁵⁾

リンリスゴー総督は、総力戦を遂行するには、インド国内を厳しく統制し、戦争の妨げとなる勢力を徹底して押さえつける必要があると考えた。会議派が総辞職したことについても、総督にはむしろ都合がよいと受け取られた。といふのは、もしも会議派が州政権から退いてくれるならば、統治法によつてすべての行政権限を州知事の手に集中し、より効果的な戦時体制が用意できたからである。鋼鉄の強さを誇った官僚制、軍隊・警察をテコに、藩王国・マイノリティ、とくにムスリムの支持を調達して、ヒンドゥーを主体とするナショナリストの要求を抑圧する、という分割統治の常套手段に訴えたのであった。仮に会議派に憲法制定の試みを許したといふや、ローマン問題および藩王国

を含む連邦問題で結局インド側の意見はまとまらないと総督は判断していた。ヒンドゥーとムスリムの対立こそ、イギリスの支配を保障すると論じたのである。その意味で、ムスリム連盟の「パキスタン」決議は、総督の政策に恰好の口実を与えた。⁽¹⁶⁾

いのうに、総力戦が必要とされる状況のなかで、イギリス政府・インド政府と会議派のそれぞれが戦時体制の構想をめぐって対立したわけだが、その軍配は完全に政府のほうにあがつた。ナショナリストの側では大規模な反英運動を起こすコンセンサスが固まらず、それに対抗する政府は、強硬な政治姿勢を十分に支えうる支配機構を依然として維持していたのである。インド省大臣エイマリーもインド総督リンリスゴーとともに帝国運営に関しては非常に保守的であったが、首相チャーチルはそれに輪をかけて帝国の保守を唱えていた。彼らは、第一次大戦中インドに対して将来の政治的な約束をしてしまった経験を繰り返さず、あくまでもインド支配を保持しようと考へていた。⁽¹⁷⁾そして帝國を解体させようとする外国からの圧力がさほど大きくな戦争前期においては、彼らはインド政府の下での強権的な戦時体制の維持が可能だと判断し、インドの政治エリートに対して譲歩を与えるポーズをとる必要さえ感じなかつた。こうして、この時期のイギリス政府は、インドのナショナリストの要求を押しつけるだけでなく、ほとんど無視することができたのである。

一九四一年、総督の行政参事会のメンバーとしてイギリス人よりもインド人を多く起用する措置がとられ、諮問機関として国民防衛委員会 (the National Defence Council) が設置された。しかし、防衛・財政・内務の枢要な政府機能は、いわゆるイギリス人の手中におさめられていた。⁽¹⁸⁾しかし、この状況は、一九四二年には大きく変化する。戦争の危機による例外的な国際環境の変化が、大英帝国内で安定していたイギリスとインドの間の支配—被支配関係

を外部の強烈な動きに曝し、同時にイギリス政権内の労働党の比重を高めたからである。

- 1 坂本義和「獨立と半程の時代」『津時』 | 九八五年二月 | 二二二頁
- 2 Taylor, A. J. P., *English History between 1914-1945* (1977), p. 537ff.
- 3 Mansergh, Nicholas, *Commonwealth Experience*, vol. II, pp. 73-82, 90-93.
- 4 Smith, Rosaleen, "Britain's African Colonies and British Propaganda during the Second World War," *JICH*, vol. xii no. 1 (Oct. 1984), p. 66.
- 5 Constantine, Stephen, *The Making of British Colonial Development Policy*, pp. 246-261. ルシ恩・ストックウェル Stockwell, J. A., "Colonial Planning during WWII: the Case of Malaya," *JICH*, vol. ii no. 3 (May 1974), pp. 335-336 経理。
- 6 Goldsworthy, David., *Colonial Issues in British Politics*, pp. 123-125.
- 7 M. Gwyer & A. Appadorai, *Speeches & Documents on the Indian Constitution*, vol. II, p. 470.
- 8 A. M. & S. G. Zaidi, ed., *The Encyclopaedia of Indian National Congress*, vol. 12: 1939-1940 (New Delhi, 1981), pp. 193-199.
- 9 M. Gwyer & A. Appadorai, *op. cit.*, vol. II, p. 490-493.
- 10 Moore, R. J., *Churchill, Cripps and India 1939-1945* (Oxford, 1979), pp. 21-23.
- 11 Jinnah's proposals, 1 July 1940, M. Gwyer & A. Appadorai, *op. cit.*, p. 502.
- 12 Congress Working Committee, 22-23 October 1939, "Instructions to Ministries and Legislative Parties," A. M. & S. G. Zaidi, *op. cit.*, pp. 203-204; Congress Working Committee, 19-23 November 1939, *ibid.*, pp. 205-208; Indian National Congress 53rd Session, Ramgarh, 19-20 March 1940, "Resolutions," *ibid.*, pp. 367-369.

「櫻井裕輔」<吉澤和也編>

- 13 Tomlinson, B. R., *The Indian National Congress and the Raj*, pp. 144-147; All India Congress Committee, 27-28 July 1940, A. M. & S. G. Zaidi, *op. cit.*, p. 374.
- 14 M. Gwyer & A. Appadorai, *op. cit.*, vol. II, pp. 504-505.
- 15 Moore, R. J., *op. cit.*, p. 37.
- 16 Linlithgow to Zetland, 3 February 1940, quoted in Moore, R. J., *op. cit.*, p. 28. Cf. Rizvi, Gowher, *Linlithgow and India: A Study of British Policy and the Political Impasse in India, 1936-1943* (London, 1978), Chapter 5. Jalal, Ayesha, *A Sole Spokesman: Jinnah, the Muslim League and the Demand for Pakistan* (Cambridge, 1985), pp. 47-71.
- 17 たゞベゼ、コノハベヒ一綱都は、次の如きに書かれてゐる。「一九三五年統治協定の形で我々が制定した Constitution は……ハムラビ法典ハイギヤーバの影響力を保持する最良の方法として採用された。ハムラビの血筋のため constitutional changes を許すところの政策、あるべく、長期的に我々がイランを帝国内に保持するところの觀点からして最良の構えられたの遠度やさなべ、これが速まる、急いでハムラビの手に統治権を譲るところの政策は、我々の政策とはなりえぬ」と。Linlithgow to Zetland, 21 December 1939, quoted in Moore, R. J., *op. cit.*, p. 26.
- 18 Sarkar, Sumit, *Modern India*, p. 377.

① 戰争の危機と植民地政策

一九四一年後半から翌年まで、戰況はイギリスにとって非常に厳しくものとなつた。一九四一年六月、「ドイツの連攻撃」によつてヨーロッパにおける第一戦線が開かれた。ヨーロッペでただ一国「ドイツ」の占領を免れて戦つてゐるイギリスは「ハムラビの法典」を側面から支援し、「正面で対独戦を展開する余力はなかつた。イギリスが単独で戦つてゐる状態を変へ、ドイツに対する軍事的な優位を導き出すためには、戦争の外にいるアメリカをイギリスの同盟國

として参戦させる以外になかった。

一九四一年十二月の日本軍の真珠湾攻撃は、アメリカの対日宣戦を引き出すとともに、アメリカ国民をして対独戦に踏み切らせる契機となつた。すでにイギリスは各地で敗退を続けていた。一九四二年、極東におけるイギリス海軍の拠点であるシンガポールが日本軍によつて陥落し、その後二カ月あまりの間に日本軍の侵攻でビルマのイギリス軍も敗退した。アジアにおいて、インド軍を主力としたイギリス軍は瞬く間に敗色に染まつていった。日本は、「大東亜共栄圏」を標語として東南アジア諸国のナショナリスト勢力を引きつけ、欧米の帝国主義諸国と戦うという戦争宣伝を強めていた。イギリスは、こうした戦争の危機の中で、再び帝国内の戦時体制を強化する必要に迫られた。そして、植民地政策は、戦争遂行上の副次的な問題ではなく、重要な問題として検討されることになる。

アメリカの参戦は、イギリスの帝国政策の展開に大きく関わつていて、一九四一年八月十五日、アメリカのローズヴェルト大統領とイギリスのチャーチル首相は、ニューファウンドランド沖で会談し、その会談のいわば副産物として「大西洋憲章」と呼ばれる文書に合意した。戦後の国際秩序建設に関する基本的な政策方針である。しかし、両国のみざしていたものは必ずしも一致していなかつた。イギリスの求めていたのは、戦時中におけるアメリカの具体的な軍事・経済援助であり、道徳的な理念の提示ではなかつた。西欧の民主主義と国際平和のためにイギリスのみが「正義」の戦いを続けてきたが、アメリカも大国として相応の負担を担う時に來ているのではないか、という考えに立つていた。⁽¹⁾アメリカ政府とすれば、自国に直接的な攻撃を行つていないドイツに対して宣戦するには、国民が十分に納得するような戦争目的を公にする必要があつた。「ヨーロッパの戦争」とどまらず、世界の命運を賭けた戦争であることを国民の前に明示する必要があつたのである。イギリスは「正義」の側にあると自ら主張していたが、ヨ

「ロツパ」という古い国際社会の外にあるアメリカにとっては、そのイギリスでさえ帝国主義支配を続ける限り、「正義」に反する存在としか認められなかつた。このように、戦争の意義について異なる認識を持つていた両国ではあつたが、ともかく妥協の産物として、この戦争による領土拡大の否定や戦後の安全保障制度などについて八点の合意を結んだ。大西洋憲章は、翌年一月、連合諸国によって署名され、国際連合宣言への踏み台となつたのである。⁽²⁾

この憲章のなかでイギリスにとって問題となつたのは、帝国内の特恵関税システムを支えるオタワ協定を無効にする余地を開く、世界大の貿易・金融の自由化を謳つた条項であつた。もう一つが、民族自決原則を表わした条項である。「あらゆる民族が自らの政府の形態を選択する権利を、尊重する。そのような権利が強制的に奪われてきた民族には、自治に関する権利が回復されるべきである」という文章であつた。⁽³⁾

はたして、チャーチル内閣は、一九四一年の時点で、大英帝国の非植民地化に関する決定に踏み切つたのであろうか。

当然のことながら、イギリス政界ではこれが非常に重大な問題となつた。戦争を有利に運ぶためにはどうしてもアメリカの協力が欠かせない。と同時に、帝国支配を戦争中に動搖させるような政策をとるつもりはない——これが、大英帝国を率いるチャーチルのディレンマであつた。しかし、アメリカとの同盟を切に望むイギリス政府には、この民族自決についての条項を大西洋憲章から削り去る力はなかつた。そこで、チャーチルはイギリス議会で次のような苦しい弁明をした。つまり、この憲章が念頭に置いていたのは、「現在ナチの支配下にあるヨーロッパの国々における、民族の主権、自治、民族の生活の回復」である。「それは、英國国王に忠誠を誓つてゐる諸地域・諸民族の自治制度の進歩・発展とは全く別の問題である」。⁽⁴⁾

こうした対外的な状況の変化を受けて、イギリス国内でも植民地問題に関する批判的な声が高まつてゐた。ことに

労働党内の左派および「ヒューヒー・ペースト」による批判である。一九四二年の労働党大会では、『植民地人民のための自由の憲章 (a 'Charter of Freedom for Colonial Peoples')』という決議が採択され、植民地の人々がイギリス人とともに、政治・経済・社会的な権利における完全な自由を持つこと、植民地という地位を廃止して自治領と同等な地位にまで引き上げること、土着の社会制度に基づいた民主主義的な政府形態を組織すること、現地の人々による土地の共同所有を認め、天然資源を国有化すること、コモンウェルス委員会 (a Commonwealth Council) を設置すること、の五点を決めた。⁽⁵⁾

以上の展開が多かれ少なかれ、大英帝国およびその植民地に影響を与えることは必須であった。ことに帝国の最も重要な植民地で、しかも戦争前期にナショナリズム運動の高揚する気運を見せていたインドが例外であろうはずがなかった。帝国外からの圧力が、宗主国内の政治権力に若干の変化をもたらし、宗主国の観点から、植民地における政治状況に新たな重要性が与えられたのである。以下では、そうした状況の中でのインドにおける政治的展開について、これまでと同様に説明しておこう。

アジアにおける対日戦の始まりに際して、アメリカ大統領府、ことに国務省は、インドについて強い危惧感を懷いていた。中国で抗日戦を展開している蔣介石国民党政府は、ビルマからの援蔣ラインの確保という直接的な目的と、アジア地域全般での日本軍との戦いという目的とを考慮して、インドの民衆をして自発的に総力戦に立ち上がるさせる必要を説き、アメリカ政府にその意向を強く伝えていた。帝国内でアジア・太平洋地域におけるイギリスの戦力に国防上の重大な関心を寄せていたオーストラリアも同様であった。ついにイギリス政府は、日本軍によるインドの侵攻を現実的な脅威として認識し、重い腰をあげた。インドにおける戦時体制を固め直す政策に手を着けたのである。イ

ンド省大臣エイマリーによれば、「ローズヴェルト「大統領」からウインストン「・チャーチル首相」に圧力がかかり、「労働党から」アトリーら「党指導部」に圧力がかかり、「その上に」クリップスを戦時内閣に入閣させたことによつて」、インド問題に「突然水門を開く結果となつた」のである。⁽⁶⁾

一九四二年になると、労働党のみならず保守党閣僚をも含めて、インドに対する政策の再検討が必要だと考えるようになつてゐた。一月から内閣でインド問題を提起していたアトリーは、リンリスゴー総督による苛酷な帝国主義政策の維持はイギリスにとって自殺行為に等しい、という内容の報告書を二月二日の閣議に提出した。その主旨は、次のようなものである。イギリスが汎アジア主義を掲げる敵に対抗するには、古いヨーロッパの世界観を脱して、アジアとの新しい政治的関係の形成をめざさざるをえない。インドをしてイギリスとともに戦列につかせるには、民主主義と政治的な自由の原則をインドにもたらさなくてはならない。したがつて、イギリスがインドの代表と交渉し、この問題に関する何らかの解決策を見い出すべきである。「今こそ政治指導者としての技量を示す時である。ここで足踏み状態を続けることは、結局インドを失うことにつながる。」「ダーラム卿がカナダを大英帝国に引き止めた」ように、インドを帝国に繋ぎ止める人間を代表使節として派遣すること、それに関して閣内に委員会を設けることが必要だと論じた。戦時内閣の労働党メンバーは、党内の空気を反映し、保守党主導の強硬なインド政策に対する批判を表明した。⁽⁷⁾

対日戦をどう戦うかという点を考える上では、インドの取り扱いは枢要であり、イギリスの連合内閣はこれをめぐつて厳しく対立した。有名な帝国主義者であるチャーチルでさえ、インド問題によつて内閣が割れる危険性を回避せざるをえず、労働党の主張に対する譲歩を示そうとしたのである。首相は、当面の戦時協力体制としてインドに設け

られていた防衛委員会を改編し、これをインドの将来の自治の決定にも関わるものとすることを提案した。これに直ちに反発したリンリスゴー総督も、インドの軍事・治安問題を管轄するインド政府の実権が侵されない範囲であれば、という条件でしぶしぶ了解した。⁽⁸⁾

一九四二年二月十九日には、マラヤ・ビルマでの敗北を期に、労働党の比重を増した内閣改造が行われ、アトリーが副首相兼自治領相の任につき、駐ソ大使の任を解かれて帰国したクリッップスが入閣した⁽⁹⁾。この年のインド政策の展開に大きな影響を及ぼした人事である。アトリーもクリッップスも、戦前からインド統治法改正問題を中心にインド問題に関わった経験を持つ人物であった。クリッップスは、本国に戻るや否や、チャーチル首相にインド問題解決の緊急性を訴えたほど、インドに対する特殊な政治的使命感を持っていた。二月二十六日には内閣の委員会として、アトリーや座長として、エイマリー、クリップス、アンダスンの閣僚に、自由党のサイモン、かつてインド総督府の財政担当官を勤めたグリッヅからなるインド委員会が活動を始めた。サイモンは、一九二七年にインド統治法改正問題についての議会委員会を率いた自由党リーダーである。⁽¹⁰⁾

前述したように、戦間期にはインドのナショナリズム運動が大きく高揚し、それに従つてイギリスの与野党はインド支配をめぐつて論議を展開していた。その中で、インドの自治を進める政策の合理性を認める政治家が、イギリス政界の中枢部にも育つてきていた。労働党・自由党に限らず、保守党としても「将来」の自治を認めざるをえなくなっていたのである。もちろん、「将来」というのがどれ位の時間の長さを指すのか、についてのまとまった見解はなかつたが、一九四一年夏の大西洋憲章を説明する際にも、チャーチル首相は、戦後におけるインドやビルマの帝国内での自治の実現を政府の約束として繰り返し確認したのであった⁽¹¹⁾。戦争の危機を迎える以前にこうした共通認識が培

われていたからこそ、戦時内閣においてインド委員会が設立されたとも言えるだろう。

こうしたイギリス政府内の動向は、帝国外からの圧力によつて補強された。アメリカである。この頃のアメリカのジャーナリズムは、ヨーロッパの帝国主義者の戦争には加担したくないという意見を非常に強く反映していた。イギリスの帝国支配が民族の自決を不当に妨げている地域としてインドは圧倒的に注目を集め、インドの自治に関する世論調査が行われたほどであつた。⁽¹²⁾ そうした世論を背景として、アメリカの政府や議会も行動しなければならなかつた。折りから、イギリスへの戦時の援助を定めた貸与法（The Lend Lease Act）の検討が行われていた。これは、アメリカから大英帝国各地への援助、アジアではインドに対する援助も含む法律であつた。そこで、上院の外交委員会では、貸与法と関連してインドの自治問題が論議されたのである。貸与法こそ、大英「帝国の諸機関にわれわれ「アメリカ人」が参加することを正当化する。イギリスに対し、その帝国の枠内で適切な政治的処置を施すよう要求する権威が与えられたのである。」イギリスに大量の物質的支援を送るかぎり、インドに自治を付与させるようイギリスに圧力をかけ、インドを戦争に立ち上がらせよ、という論議が展開された。⁽¹³⁾

議会のこうした論議に加えて、当時インドを旅した中国の蒋介石から、インドに自治が与えられないかぎりインドの民衆が自ら戦争の負担を担う意志を持つことはないであろうという主旨の書簡が、アメリカ大統領府・国務省に送られた。⁽¹⁴⁾ 国務省に接触するアメリカ在住のインド人からも、こうした内容の助言が伝えられた。⁽¹⁵⁾ このような国内・国外の動きを捉えて、大統領府は、ヨーロッパの帝国主義支配を解体してアメリカのめざす新しい世界構造を実現すべきだという立場をとつたのである。

ここで、一九四二年二月末、ローズヴェルト大統領がチャーチル首相に宛ててしたためた手紙の草稿の一部を引用

しよう。

東・南アジアのさまざまな民族、そしてインドの民衆に対して、ヨーロッパやアメリカの社会がいかなる関係を持つべきよいのか。私は、長い間この問題に関心を寄せてきた。……「両者の間の」古い関係は十年あるいは二十年も前にくずれてしまつたが、いまだにそれに代わる関係が作り出されていない、というのが私の見解である。フィリピンに最終的に自由を与えたアメリカの政策のみが例外だろう。……オランダや貴国イギリスなどは、多少とも似かよつた状況に置かれているが、ともに旧来の支配―服従関係を変えようとはしなかつた。『アジア人の手にアジアを』という人種的な色彩の強いスローガンの下で、最近のアジアの状況は動搖を続いている。これは、ある意味で、「帝国諸国にとつては」突然振りかかつた火の粉ともいえようが、そうなつた原因は、オランダやイギリスが「植民地の」将来を展望した新しいプランを立ててこなかつたことにある。インドには眞の危険が迫つてゐる。しかし、インドのここかしこでは「イギリスに対する」疑惑と不満が渦巻いてゐる。「こうした状況において」インドの民衆が、誠心誠意、抗日戦に立ち上がるなどを期待することはできないだろう。⁽¹⁶⁾

結局、イギリスを強く非難したこの部分は三月十日にチャーチルに送られた手紙からは削除されたが、この手紙にもローズヴェルトのインド統治に関する提案が綴られていた。このローズヴェルトの提案は、イギリス国内にすでに存在する積極的なインド構想に比して、大いに進歩的だったわけでも独創的であつたわけでもない。イギリス王政の支配を脱したアメリカの十三の植民地が合衆国を建国した歴史と、アメリカがフィリピンをスペインから「解放」し後見的に保有して一九三五年に自治を与えたという歴史とを背景に、アメリカ自身の非植民地化の論理を披瀝したものであった。⁽¹⁷⁾しかし、イギリスにとってみれば、帝国内の政策にここまで帝国外の大國が介入するという初めての経

験をしていたのである。

三月十一日の議会で、チャーチル首相は、イギリス政府はインド問題に前向きに取り組むと発表した。イギリス政府への圧力が高まっているので、インドに対する強硬な抑圧姿勢を撤回する様子を示すべきだと、首相は判断したのである。チャーチルは、インドの人々に力を合わせて戦争に協力するよう呼びかけるとともに、インドの将来の自治と戦時中の政治的な措置に関する話し合いのため、クリッップスの率いる内閣使節団を派遣すると表明した⁽¹⁸⁾。

これに先立ち、ローズベルト大統領は、イギリス政府の承認を得た上で、インドにおける戦時の物資供給状況とアメリカのインドに対する援助の具体的な可能性を検討するため、技術調査団を派遣すると決定した。その団長としてジョンソン大佐を大統領の特別使節に任命した⁽¹⁹⁾。彼は、インドについては何の知識もなく、ただ邪魔な存在と見られていたが、クリッップス内閣使節団がインドに着くと、クリッップスを側面から支援して、會議派、ことにネルーの主張にそった自治問題・戦時体制問題の解決を図ろうと活発な活動を展開することになった。

インド委員会によって使節団代表に選ばれたクリッップスは、三月二十二日デリーに到着した。そして二十九日には、「クリッップス提案 (the Cripps' Offer)」と呼ばれる政策提案を公にした。これには、次の三つのポイントが含まれていた。

第一は、戦後の自治問題である。「戦争終了後、インドでは直ちに新しい憲法を起草するため、選挙によつて選ばれた機関が設置される。新たに州選挙が行われ、各州の下院議会の全議員は、憲法制定機関 (the constitution-making body) に送る英領インドの代表を比率に応じて選出する。藩王諸国は、人口比に応じて、英領インドと同等の権限をもつてその代表を憲法制定機関に送るよう要請される。」

第一は、この憲法についての諸条件である。(1) インド連邦 (the Indian union) に加わらないと決定した州には、それぞれの憲法を採択する権利を認める。(2) 「権力移譲」に必要な事項は、イギリス政府と憲法制定機関の間で条約をもつて解決する。条約には、「マイノリティの権利の保護」が含まれる。しかし、インド連邦がコモンウェルスとの将来の関係を決定する権限は条約によつて制限しない。そして、藩王国とイギリスとの間にある現存の条約は再検討される。

第三には、戦時体制にインド人の参加をなるべく多く認めるという提案である。「戦争中、および新憲法が制定されるまで、世界大戦におけるイギリスの努力の一環として、イギリス政府がインドの防衛を統制・指揮する。しかし、インド政府は、インドの諸民族の協力を得た上で、インドの軍隊、民衆の士気、物資を徵達する責務を負うべきである。イギリス政府は、インドの主要な集団の指導者が、直ちに効果的に、インド、コモンウェルスそして連合諸国の協議に加わるよう又要請する。」

会議派は、以上のイギリス側の提案をすんなりとは受け入れなかつた。彼らは戦時における「実質的な権力移譲」を要求したのである。会議派がこれを交渉によつて獲得しようとすれば、軍事上のインドの自決権が第一の課題とされるのは当然であつた。⁽²⁾ クリッップスと彼に伴うジョンソンは、ネルーラ会議派指導者との交渉によつてその要求の強さを知ると、総督府が承知していた当初の案——あまり重要でない国防上の事項のみを総督参事会のインド人代表に担当させるというもの——に代えて、大戦遂行上の全軍的な指揮系統に関する権限は軍司令官に保持されるが、国防省自身は総督参事会のインド人代表の下に置かれるという案を作成した。だが、総督も軍司令官もイギリスの内閣も知らされていないままに作られたこの案は、総督およびインド政府の権限を無断に侵した、と激しい反発を呼び、つ

ぶされてしまつた。⁽²²⁾

しかし内閣使節団の交渉は長引くこともなく、あっけなく幕を閉じた。四月十一日、会議派議長アーザードは、クリッップスに書簡を送り、会議派としては総督参事会の構成の単なる修正ではなく、戦時における「国民政府」の設置を求める⁽²³⁾と伝えた。クリッップスはこの書簡を受け取るとすぐに、現時点で基本的な憲法上の改編はできないという主旨の声明を放送に流した。⁽²⁴⁾会議派運営委員会はこれに答えて、「提案」の長期的なプランも短期的な計画とともに承諾できないと決議した。会議派の決定を待つてムスリム連盟も、「パキスタン」を実現させない「提案」は拒絶する⁽²⁵⁾と表明した。この非難の応酬に、最早交渉は挫折したと判断したクリッップスは、いちはやく帰国の途についた。

「クリッップス提案」の内容は、インドのナショナリストにとっては極めて不満足なものだったが、当時のイギリス政府にとつては最も柔軟な妥協的姿勢を表わしたものであつたといえよう。もちろん、首相他の閣僚にはあまり望ましくない内容であり、インド現地にいるリンリスゴー総督やウェーヴェル軍司令官はクリッップス使節団そのものに反発と警戒心を露わにしていた。しかし、この「提案」を越えてイギリス側が譲歩する⁽²⁶⁾と、会議派との妥協を真剣に探っていたアトリーやクリッップスにとつてさえ難しかつた。会議派が「将来」の憲法制定・自治の約束では満足せず、戦時におけるインドの防衛上の主権を求める姿勢を崩さない限り、交渉は遅かれ早かれ決裂する運命にあつたといえる。チャーチルライギリス内閣の保守勢力とインド政府の反動的姿勢によつて、クリッップスがネルーらと交渉する権限が極端に狭められ、そのためには使節団は思うように現地で活動できなかつたという解釈もある。だが、インド政策の改善を迫つたイギリス労働党とアメリカ政府ですら、連合軍の戦列を乱しかねない政策を選ぶ立場はどちらなかつた。イギリスと連合を組む国々がインドのナショナリストに歩み寄ろうとしたのは、第一に大英帝国内の総

動員体制を強化するためであり、やはり、インド軍の軍事的機能を乱すような事態は望んでいなかつたのである。⁽²⁶⁾

この時点でも大統領特別使節のジョンソンは、クリップスの仕事を妨げているのはイギリス政府であり、イギリスさえ筋の通った案を提示すれば会議派は妥協するという情報をワシントンに送っていた。中国からも、重ねて以前と同様の要請がローズベルト大統領に送られた。クリップス帰国の際に、イギリスとして再度の努力を払うよう、ローズベルトはチャーチルに書き送っている。⁽²⁷⁾

これに対してチャーチルは、会議派はインドの中の一部のエリート集団にすぎないし、軍事的な考慮からすればイギリスのインド政策には正当性がある、とローズベルトに訴え、もしもさらにアメリカがイギリスに圧力を加えるようであれば首相を辞任する覚悟さえあると解答した。蔣介石に対しても、会議派がインドの軍事上の決定権を握れば、中国への支援は強化されるどころか、非暴力主義のガンディーの指導と、日本に通じる一派の行動によって、中國にとつては不利な状況が生まれるだろう、と伝えた。⁽²⁸⁾

アメリカ政府内でも國務長官ハルのようにヨーロッパとアメリカの協調関係を重視する人々は、イギリスに帝国問題について一方的な圧力をかけることには慎重な意見を述べていた。アメリカも帝国としてペルト・リコなどの領土を保有しており、あまりヨーロッパの植民地問題だけを非難するのは好ましくないと考える高官も存在した。⁽²⁹⁾ そして、戦後の秩序形成と軍事戦略に関する理由から、次第にローズベルトの態度も変更されていく。

会議派は「クリップス提案」に強硬な否定的態度しか見せなかつたという印象が残されたため、これまでイギリス国内あるいはアメリカにおいて親インド的な意見を懷いてきた人々を非常に落胆させ、会議派のイメージを悪化させた。加えて、あくまでも戦争自体を批判し非暴力を唱えるガンディーの運動は、アメリカの戦争遂行にとつてもマイ

ナスだと考えられるようになつた。この年の夏になると、ローズヴェルト大統領は、再びイギリスに圧力をかけてほしいと伝えてきた蔣介石の要請に応じず、八月に開かれた太平洋委員会では、まだインドの独立の期は熟していないと発言した⁽³⁰⁾。ローズヴェルトは、「クリップス提案」が挫折するまでの過程でインドの自治問題の困難さに気づき始め、日本軍の脅威がインドの東方に迫る中で、当面この問題は棚上げにすると決定した。一方、イギリス政府の中では、インド政策にアメリカの正式な代表を関与させたほうがよいという意見が出され、十一月には大使と同等の資格で大統領特別代表 (the President's Personal Representative in India) が「デリーに派遣された⁽³¹⁾。その後、アメリカの姿勢は、むしろ現支配体制を維持しようとするイギリスを側面から助けて、インドとの共同軍事行動、インドへの経済物資・工業生産に関する援助を行つていった。以後、インドの自治・独立問題についてアメリカが、一九四二年のような大幅な介入を再び行うことはなかつた。ただし、アメリカの戦後の世界政策と矛盾しないよう、インドの民衆を抑圧しているイギリス政府の肩を持つてゐるのではないという建て前は堅持しようと努めたのであつた⁽³²⁾。

一九四二年八月、会議派の全国委員会は、運営委員会の七月の決定を承認し、「インドを立ち去れ (Quit India)」決議を行つた。第一にイギリスの戦争に対する非協力を唱え、第二にイギリス支配の即時終焉を要求し、これが受け入れられない場合には、ガンディーを指揮者として非暴力大衆運動を起こすというものであつた⁽³³⁾。しかし、クリップス使節団の失敗とそれ以後の経過から、イギリス政府部内およびアメリカ政府部内では、戦争の終了まで従来通りのインド支配を続けるしかないという見解が主流となつてゐた。会議派との交渉を可能にした一九四二年前半の政治状況は、宗主国の国内にも帝国の外にも存在しなくなつたと言えるだらう。

いうして、この時点での交渉による自治・独立達成の見通しは閉ざされた。「インドを立ち去れ」運動は、インド

政府の迅速な指導者逮捕により、組織的な展開を見ないまま、むしろ地域的に分散した無組織的な民衆の反政府運動として拡がった。そのため、「自然発生的な革命 (spontaneous revolution)」とも呼ばれる⁽³⁴⁾。リンリスゴー総督によれば、「一八五七年の反乱に比してもはるかに深刻な反乱」であった。シンガポールが陥落し、「白人の優越性」が否定され、敗走する軍隊は東南アジアのインド人住民を置き去りにした。これに加えて、アメリカやオーストラリアの駐留兵はインドの民衆を解放するどころか、インド社会に迷惑をかける存在と映った。その上、食糧など基礎物資が不足し、民衆の生活をまさに破壊するイギリスの支配に對して非常に強い反発が起つていていたのである。⁽³⁵⁾

「インドを立ち去れ」運動の第一波は、全国の都市を舞台としたハルタール（商業・交通などのストップ）や工場労働者のストライキであったが、第二波は、都市から農村へ入つて行つた若い活動家・学生に指導された農民運動や鉄道などのコミュニケーションの切斷であった。第三波は、より狭い範囲でのテロ活動や地方におけるイギリス権力の否定、すなわち小規模な多数の「国民政府 (national governments)」の樹立であった。このうち重要な反乱は、五七個師団ものの軍隊と警察による弾圧を受け、政府の手で徹底的に潰滅させられたのである。⁽³⁶⁾

一九四二年の「インドを立ち去れ」運動に際して、会議派はなぜ不服従運動を本格的に展開する準備をしていなかつたか。もちろん、政府の戦時の統制、会議派右派による牽制は大きな要因ではあった。しかし、ガンディーをして運動に向かわせる力が十分ではなかった一因として、会議派の中で常に民衆運動との結びつきを求めてきた左派が弱体化していた点を指摘しておかなければならない。そして、それは、戦後の非植民地化過程におけるインドのナショナリストの性格を規定していく背景となるのである。

会議派左派の陣営の切り崩しは、まず共産党の戦争に対する路線転換で決定的になつた。人民戦線戦術以来、会議

派と連携してきたインド共産党は、一九四一年に独ソ戦が開始されると、戦争に対する認識を百八〇度転換し、人民戦争戦術を方針として、ファシズム・ナチズムと闘うためにはイギリスに協力を惜しまないという姿勢をとつた。ソ連共産党を中心とする「国際共産主義」の矛盾を露呈した方向転換であったが、これを契機に、会議派、ことに会議派社会党・ボースを支持するグループと、共産党との間の年来の組織的な紛糾にとどめが刺された。一九四二年の共産党の行動は、以後インドのナショナリズムに対する「裏切り」と呼ばれ、革命戦略をもつ共産党と決裂した会議派は、戦後しばらく国内的に「反共」路線を採択する。「権力移譲」を前にして、会議派は革命政党と袂を分かつたのであつた。⁽³⁸⁾

さらに、もう一つの左派弱体化の原因として、会議派左派の指導力の問題があつた。一九三九年会議派内での地位を奪われたチャンドラ・ボースは、その時点で、イギリス帝国主義と戦うためには戦争という状況を利用し、イギリスの敵と通じてインドの独立を達成すべきであるという考えを明らかにしていた。戦争勃発後、ベルリンで活動を始めたボースは、一九四二年末に、ドイツを介して日本軍と接触し、大日本帝国軍の力によるヨーロッパ帝国主義からの「解放」という方針に乗じて、インドの軍事的解放を掲げた。シンガポールを中心に現地のインド人や捕虜となつてゐるインド軍兵士を組織して、一九四三年十月に「インド国民軍 (the Indian National Army)」を創設し、アンダマン・ニコバル諸島を領土とする「独立政府 (Azad Hind Government)」の樹立を宣言した。インド国民軍は「進めデリーへ」をスローガンにビルマからインド東部への侵攻の先頭に立つたが、日本軍の敗色は拭うべくもなく、インペール作戦の完全な失敗を招いた。ボースは飛行中の事故で失命する。⁽³⁹⁾

インド国民軍は戦時中よりも、むしろ戦後のインド国民軍に対する裁判を通じて、イギリスとインドの関係に影響

を与えた。しかし、会議派の中でネールよりむしろ「アーティカルな方法で「独立」を求める立場にあつたボースが、戦争開始から「インドを立ち去れ」運動に至る過程で会議派の指導的地位にいなかつたことは、会議派のイギリスに対する政策と民衆運動の指導に陰を落としたと思われる。

結局、「インドを立ち去れ」運動も、インド国民軍の進軍も、アジア・太平洋地域において連合軍が日本軍を切り崩し、大英帝国の深刻な危機を脱した後に、イギリス政府を見舞つた事件であった。イギリスがインドの政治エリーの自治・独立要求を非常手段によつて完全に封じ込めた後に、運動は展開されたのである。こうして戦時の民衆運動は、直接的には非植民地化に結びつくとはなかつた。戦争の危機によつて帝国外からの圧力、植民地統治の動搖、宗主国としてのインド撤退の国内世論が引き出され、三方向からイギリス政府が非植民地化を迫られる、という事態は回避された。だが、インドにおける戦時中の経験は、民衆の大反乱とインド軍の反抗が容易に勃発する可能性をイギリスに示唆し、帝国政府にとつては、ナショナリストとの交渉による「権力移譲」が最も賢明な処置であると認識する機会が与えられたのである。

1 Taylor, A. J. P., *English History 1914-1945*, p. 643.

2 Louis, Wm. Roger, *Imperialism at Bay 1941-1945: The United States and the Decolonization of the British Empire* (Oxford, 1977), pp. 121-133.

3 Taylor, A. J. P., *op. cit.*, pp. 649-650.

4 *Parliamentary Debates*, House of Commons, 9 September 1941, col. 67-69; also see, Louis, Wm. Roger, *op. cit.*, pp. 130-131.

- 5 Goldsworthy, David, *Colonial Issues in British Politics*, pp. 120-121.
- 6 Amery to Linlithgow, 10 March 1942, Linlithgow Papers, vol. II, quoted by Thorne, Christopher, *Allies of a Kind: The United States, Britain, and the War against Japan, 1941-1945* (Oxford, 1978), p. 235.
- 7 Memorandum by Attlee, War Cabinet Papers W. P. (42) 59, 2 February 1942, *Transfer of Power*, vol. i, pp. 110-112.
- 8 Moore, R. J., *Churchill, Cripps and India 1939-1945*, pp. 56-57.
- 9 ハラハラスだ、一九三九年、アーヴィング・マクドナルドは労働党から除籍され、一九四五年に復党したが、戦争の間は労働党に属さない。
- 10 War Cabinet, Committee on India I(42) 1st & 2nd Meetings, 26 & 27 February 1942, *Transfer of Power*, vol. i, pp. 251-263.
- 11 ハラハラ *Parliamentary Debates*, House of Commons, 9 September 1941, col. 67-69.
- 12 Louis, Wm. Roger, *op. cit.*, p. 135. ジョージ・ワルター・リップマン, "The Post Singapore War in the East," *Washington Post*, 21 February 1942, 2月21日付。
- 13 Memorandum by the Assistant Secretary of State, 25 February 1942, *Foreign Relations of the United States [U.S.] FRUS* [ソウル], 1942, vol. I, pp. 606-607.
- 14 Telegram from Chiang Kai-shek to Soong, 24 February 1942, and the Ambassador in China to the Secretary of State, 10 March 1942, *ibid.*, p. 614.
- 15 Sir Girja Shankar Bajpai は、the Agent General for India として、中華人民共和国の内政・外交問題の議題・政策の権限を握る。Ibid., p. 539ff., *passim*.
- 16 Draft letter, 25 February 1942, Roosevelt Papers, MR Box a, quoted in Thorne, Christopher, *op. cit.*, p. 243.

17

Roosevelt to Churchill, 10 March 1942, *FRUS*, 1942, vol. I, pp. 615-616.

18 M. Gwyer & A. Appadorai, *Speeches & Documents of the Indian Constitution*, vol. II, pp. 519-520. チャーチルが政策の変更を余儀なくされたと述べて、ロスチャイルド、Churchill to Linlithgow, 10 March 1942, *Transfer of Power*, vol. I, p. 395. など、因恤。

宏貴「クリッップス使節団の英印権力移譲交渉」—・『トバト経済』第一九巻第六・八号（一九七八年）参考。

19

FRUS, 1942, vol. I, pp. 611-613.

20

Draft Declaration, 30 March 1942, *Transfer of Power*, vol. I, pp. 565-571.

21

Congress Working Committee, 29 March-11 April 1942, Draft Declaration, A. M. & S. G. Zaidi, ed., *The Encyclopaedia of the Indian National Congress*, vol. 12, p. 461.

22

Hodson, H. V., *The Great Divide: Britain-India-Pakistan* (London, 1966), pp. 99-101.

23

Azad to Cripps, 11 April 1942, M. Gwyer & A. Appadorai, *op. cit.*, pp. 537-540.

24

Broadcast by Cripps (Extract), 11 April 1942, *Transfer of Power*, vol. I, pp. 752-755.

25

M. Gwyer & A. Appadorai, *op. cit.*, pp. 524-528. クリッップス連帯委員会の決定が国民に受け入れられていたが、同

四十日で公表された。だが交渉の終結の模様は以下だ。Hodson, H. V., *op. cit.*, pp. 102-103 参照。

26

立憲派はイギリス政府・インド政府の間で板挟みとなつたが、クリッップスに同情的な解釈を施したものが、前頁註8に挙げたR・J・ムーアであり、これに対してイギリス人高官としてクリッップス使節団の交渉を見守り、クリッップスヒジョンソンの行動に妥当性がなかつたと論難するのが、本頁註22に挙げたH・V・ハドンである。筆者としては、帝国政府側の見解をそのまま正し」と考えてクリッップスの交渉の挫折が必然的だつたと論じたのではない、インドの状況を左右するイギリス・アメリカ両大国が、インドの自治問題よりも、戦争の遂行を至上目的としていたといふに交渉の限界があつたという点を強調したい。

27 Message from Roosevelt to Hopkins, quoted in Welles to Wiant, 11 April 1942, *FRUS*, 1942, vol. I, pp. 633-634.

28 Thorne, Christopher, *op. cit.*, pp. 244-245.

29 *Ibid.*, p. 247; Louis, Wm. Roger, *op. cit.*, pp. 159-186.

30 Thorne, Christopher, *op. cit.*, p. 244.

31 *Ibid.*, p. 247.

32 *Ibid.*, Chapter 14 & 21.

33 Resolution, All India Congress Committee, 7 & 8 August 1942, A. M. & S. G. Zaidi, *op. cit.*, pp. 390-395. 国領事館「『アーリー行動』運動と独立運動、ハーバード大学『世界の歴史』〔トマス・マクニル著述〕」1941年（昭和16年）1月刊

34 Chand, Tara, *The History of Freedom Movement in India*, vol. IV (Delhi, 1972), Chapter 9.
35 Linlithgow to Churchill, 31 August 1942, *Transfer of Power*, vol. ii, p. 853.
36 Sarkar, Sumit, *Modern India*, pp. 391-393.

37 *Ibid.*, pp. 394-395; Hutchins, L., *Spontaneous Revolution* (Delhi, 1971); Henningham, S., "Quit India in Bihar and the Eastern United Provinces: The Dual Revolt," in *Subaltern Studies II* (New Delhi, 1983), pp. 130-179 参照。

38 Cf. Sarkar, Sumit, "The Communists and 1942," *Social Scientist*, vol. 12 no. 9 (Sep. 1984), pp. 45-53.

39 Sarkar, Sumit, *Modern India*, pp. 410-411. ハーバード大学『世界の歴史』（トマス・マクニル著述）「第二次世界大戦とアーリーの反乱」（昭和16年）参照。本稿のハーバード大学『世界の歴史』（トマス・マクニル著述）「第二次世界大戦とアーリーの反乱」（昭和16年）参照。

(三) 終戦前のインド政策——「交渉」のパートーン——

リソリスゴーに代わったインド総督ウェーヴェルは、チャーチル内閣の了承を得て、会議派とムスリム連盟の代表を中心に、戦争遂行のための総督行政参事会の参加問題を話し合おうとした。アトリーグ政権の設立寸前に行われたシムラ会談である。

一九四二年からシムラ会談に至る経過は以下のようであった。クリッップス使節団が挫折した後、戦争末期までイギリス本国政府の緊急の課題としてインド問題が取り上げられなかつたのは前述した通りだが、インド国内では、総督を媒介として会議派とムスリム連盟を妥協させる試みが何度か企てられていた。一九四四年半ばから秋にかけて、会議派では自由の身にある数少ない指導者の一人、ラージャゴー・バラチャーリーが、連盟の「パキスタン」決議を容認し、その条件の上で、会議派と連盟が協力しあつてインドの独立をめざすことを提案した。そして、ガンディーがその提案をもつてジンナーと話し合う段取りがつけられた。しかしジンナーは、住民による投票を経ることなく、ムスリム住民の多い州(the Muslim majority provinces)をそのまま単位として「パキスタン」が構成されると主張し、交渉は成立しなかつた。一九四五年一月には、会議派議長のバラバーリ・デーサイと連盟のリアカット・アリー・カーンが、それぞれガンディーとジンナーの承諾のもとに短期的な会議派と連盟の連合による暫定政権について話し合つたが、将来の自治問題を排除して交渉しようとしたにもかかわらず、これも失敗した。会議派の提案は、暫定政権におけるヒンドゥーとムスリムのコミュニナルな代表を同数とし、その時点で成立している州政権(主にムスリム住民多数州における連盟主導の州政権)は総選挙を行なわずにそのまま存続させ、(会議派の基盤の強く)その時点でき

事の直轄統治の下にある州は会議派と連盟の連合政権とするというものであった。内容から明らかに、右派の指導下にある会議派側の大変な譲歩であった。そのためデーサイは獄中の会議派メンバーからひどく非難を受けたが、ジンナーはこの提案にも応じず、結局両党の接近は成らなかつた。⁽¹⁾

こうしたインドの政治指導者の動きを見ながら、ウェーヴェル総督は、戦争が終るまでに会議派と連盟の双方を妥協させ政府に協力させる体制を作ることが必要だと考えるようになつた。彼の原案は、総督参事会に、ヒンドゥーとムスリムを同数、指定カーストとスイク各一名を入れ、イギリス人としては総督と軍司令官のみが加わるというものであつた。

だが、この頃のイギリス政府はほとんど戦勝を見越しており、インパール作戦で日本軍を敗退させてからは、インドについて何らかの緊急な政治的措置をとらなければならない必要を感じていなかつた。ヨーロッパの戦争は大詰めに近づき、イギリスはインドどころではなかつたのである。こうした理由から、ウェーヴェルの提言は半年以上も政府に顧みられなかつた。労働党閣僚は、ウェーヴェルの案に好意的で、アトリーの率いるインド委員会もこれを支持した。しかし、戦争の終結が近づいたこと自体が保守党と労働党との連合政権の寿命を短くしつつあつたから、チャーチル首相および保守党は労働党の主張に対して大きく妥協する必要に迫られていなかつた。⁽²⁾

しかし、自案に対する内閣の承諾を得るべくイギリスに長期間滞在しているウェーヴェル総督に、チャーチル内閣は総辞職間際になつて、総督とインド人代表との交渉に許可を与えた。六月十四日にウェーヴェルは声明を発表し、同月二十五日から前述の案をもつてシムラ会談に臨んだ。釈放されたばかりの会議派指導者、ガンドイー、アーザード、ネルーと、ムスリム連盟のジンナー、リアカットらが集まつたこの会談は、会議派の要求もさることながら、イ

ンドのムスリムを単独で代表する地位と「ペキスタン」の承認を主張するジンナーによって、成果なく終つた。⁽³⁾

シムラ会談自体はあまり意味のない出来事のように思われるが、後の「権力移譲」の歴史過程から見ると、この会談によって示された「交渉」のパターンは、ひとつの出発点になつてゐると言えよう。シムラ会談における「交渉」とその条件は、以後、インド政府・会議派・ムスリム連盟、その他のインドの政治勢力によつて繰り返し想起されたのである。

その最も重要な性格は、イギリス権力がムスリム連盟に会議派と並ぶほどの政治的な地位を与えたことであつた。一九三七年の選挙の結果を見れば明らかなように、戦争が始まる前には、連盟は全国的な組織としての力を持つていなかつた。ムスリムの中にも多くの会議派支持者がいたし、ムスリム住民の多い州ではその州の地域政党が根強い政治基盤を維持していたのである。したがつて、連盟、ひいては連盟を指揮するジンナーが全インドのムスリムを代表する「唯一の者(a sole spokesman)」と主張し、ムスリム住民の多いパンジャーブ・バルチスタン・スindh・北西辺境州・ベンガル・アッサムをもつて「ペキスタン」を建設すると主張しても、それらの地域に連盟の組織的支持がない限り現実性の低いものであつた。

しかし、第二次大戦、ことにクリツップス提案以後の展開が状況を変化させた。会議派が徹底的に反政府の姿勢をとつたため、政府はムスリム連盟を戦争協力体制の強化に利用しようといし、会議派を獄につなぐ一方で連盟の勢力の伸長を許したのであつた。ナショナリストが政治活動の表舞台から姿を消したとき、連盟はこれまで組織をもつていなかつた各地に浸透を強め、「国民防衛団(National Guards)」という実力部隊を作るなど活発な活動を展開した。アッサム・スindh・ベンガル・北西辺境州というムスリム住民多數州で、一九四二年から一九四三年にかけて連盟主

導の州政権が成立した。もともとこれらの中でも連盟の権力基盤は安定的なものとはならず、「パキスタン」の柱となるべきパンジャーブ州の連合党(The Unionists)が最後までシンナーの率いる連盟に抵抗してはいたし、未だ「選挙」という洗礼を受けていない連盟は、制度的に正当な「代表」としての地位を獲得していなかつた。戦時の連盟の勢力拡大は、そうした制度的承認を受けないまま、連盟と各地のムスリム政治家や地主・資本家の間の政治的連合が形成される過程であり、戦争に影響を受けたムスリム民衆が「パキスタン」という宗教的・政治的なスローガンに引きつけられていく過程であつた。⁽⁴⁾

一九四五年七月、イギリスでは労働党内閣が成立した。前述した通り、アトリー内閣はインドに関する積極的な政策を志向し、内閣にインド委員会が再編され、新しい戦後の政策を検討するために、ウェーヴェル総督をイギリスに呼び寄せた。イギリス政府としては、「クリップス提案」の実現が課題であつた。⁽⁵⁾

しかしウェーヴェル以下インド政庁は、ただちにインドの自治・独立問題を決めるよりも、行政上の安定を図りつつゆっくりと事態を開拓するほうが好ましいと考えていた。州議会の選挙を行うまでは戦時の体制を継続すること、そして州議会の選挙自体は憲法制定機関と結びつけず、憲法制定問題は総督と英領インド代表・藩王国代表との話し合いで進めることが、ムスリム連盟の「パキスタン」要求は注意深く扱われるべきことを提案した。⁽⁶⁾

十五年も前の円卓会議案を想定させるウェーヴェル総督の意見は、アトリー政権にとって極めて「反動的」に響いた。アトリーやクリップスは、今やイギリス政府がインドの自治・独立問題について決定的なプランを示し、インドの政治エリートをして「現実」に直面させるしかないと考えていた。アトリーはインド人代表同士の話し合いと決断に重きを置き、クリップスはイギリスが主導権を發揮することを強調したが、いずれにせよ、労働党内閣はなるべく

早くインドの憲法制定問題に着手しようとしていた。

イギリス政府が強調したのは、「クリップス提案」にあつた「長期的な」インド政策、つまり当面のインド統治の混乱を避けるという問題であった。会議派の指導者は徐々に釈放されつつあつたが、彼らは政治権力から離れて久しく、逆にムスリム連盟や各地域の政党、スイク、他のマイノリティ代表などは政府に協力する立場を保持していたから、「短期的な」行政上の安定をはかるためには、連盟を始め、政府に協力的なインド人の反発を買うことを回避せざるをえなかつた。また、自治・独立という「長期的な」問題を解決しようとするイギリス政府も、過渡期における「短期的」なインド統治の問題を忘れるわけにはいかなかつた。そして、最終的に九月十九日、ウェーヴェル総督が発表した政策は、イギリス政府とインド政府の主張を合させたものであつた。

「イギリス政府は、インドの世論を代表する人々と手を携えて、早いうちに、インドに完全な自治政府の樹立を促すよう最善を尽くす決意である。」州議会の選挙が行われ、それにそつて各州にインド人による責任政府(responsible governments)が形成される。「イギリス政府としては、憲法制定機関(a constitution-making body)をできる限り早く召集する意向である。総督は、イギリス政府に与えられた第一の権限によって、選挙後まもなく各州議会の代表と話し合い、彼らが一九四二年の宣言に盛り込まれた提案「クリップス提案」を受け入れるか、あるいは他の代替案・修正案のほうを望むのかについて確かめる。また、インドの藩王諸国の代表とも話し合い、いかなる方法によれば、藩王諸国も憲法制定機関に参加できるかを確認する。」そして、「イギリス政府は、将来イギリスとインドの間で結ばれる必要のある条約の内容について検討を進める考え方である。」

「いれらを準備する過程でも、〔イギリスは〕イニツ政庁を機能させ、監視の経済・社会問題に手を打たなければならぬ。さらに、新たな『世界秩序』を構成する上では、インドが十分な役割を果たすべきである。」⁽⁸⁾ こうした観点に立つて、イギリス政府は次のような権限を総督に付与した。つまり、州選挙の結果が発表されるのを待つて、ただちに、イニツの主要政党の支持を集め、「総督の」行政参事会を編成するという権限である。

しかし、戦争を境として、イギリスによるインド支配の状況が大きく変化した後、本格的な「権力移譲」の政治過程が始まるのである。

1 Jalal, A., *A Sole Spokesman*, pp. 121-127.

2 Moore, R. J., *Churchill, Cripps and India 1939-1945*, pp. 132-144.

3 Menon, V. P., *The Transfer of Power in India* (New Delhi, 1981) [first ed. printed in 1957], Chapter VIII; Hodson, H. V., *The Great Divide*, Chapter 10; Jalal, A., *op. cit.*, pp. 129-135.

4 Jalal, A., *op. cit.*, Chapter 3.

5 本稿八四一八五頁参照。

6 India and Burma Committee, 3 September 1945, *Transfer of Power*, vol. vi, pp. 207-209.

7 Moore, R. J., *Escape from Empire: The Atlee Government and the Indian Problem* (Oxford, 1983), pp. 31-37.

8 *Transfer of Power*, vol. vi, pp. 282-283.